

官報

号外 昭和四十八年七月三日

第七十一回 衆議院會議録 第四十九号

昭和四十八年七月三日(火曜日)

昭和四十八年七月三日
午後二時 本会議

○本日の會議に付した案件

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

商法の一部を改正する法律案(内閣提出)
株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律案(内閣提出)

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出)

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議案(橋本登美三郎君外二十八名提出)

午後八時四十分閉議

○議長(前尾繁三郎君) これより會議を開きます。

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○中山正暉君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。
○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十八年三月二十日

内閣総理大臣 田中 角榮

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律

公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「市街化区域の」を「都市の健全な発展と秩序ある」に、「行なうこと」を「行なうこと等」に改める。

第二条第三号を次のように改める。

三 都市計画区域 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。

第二章 市街化区域内の土地の先買いを「第二章 都市計画区域内の土地の先買いを」に改める。

第四条第一項及び第五条第一項中「市街化区域内」を「都市計画区域内」に改める。

第六条第二項中「二週間以内」を「三週間以内」に改める。

第七条を次のように改める。

(土地の買取価格)

第七条 地方公共団体等は、届出に係る土地を買い取る場合には、地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第六条の規定による公示価格を標準として算定した価格(当該土地が同法第二条第一項の都市計画区域以外の区域内に所在するときは、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した当該土地の相当な価格)をもつてその価格としなければならない。

第八条第一号及び第三号中「二週間」を「三週間」に改める。

第九条第一項中「第四条第一項の届出に係るもの」にあつては次に掲げる事業の用に、第五条第一項の届出に係るものにあつては「を削る。

第十条第一項を次のように改める。

地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地の取得及び造成その他の管理等を行なわせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開

発公社を設立することができる。

第十七条を次のように改める。

(業務の範囲)

第十七条 土地開発公社は、第十条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務の全部又は一部を行なうものとする。

一 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行なうこと。

イ 第四条第一項又は第五条第一項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ イからハまでに掲げるもののほか、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令で定める土地

住宅用地の造成事業その他土地の造成に係る公営企業に相当する事業で政令で定めるものを行なうこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行なうこと。

土地開発公社は、前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行なうことができる。

一 前項第一号の土地の造成(一団の土地に係るものに限り)又は同項第二号の事業の実施とあわせて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行なうこと。

二 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行なうこと。

附則第二条第一項中「第十条第一項に規定する地方公共団体の事務」を「第十七条に規定する地方公共団体の事務」を「第十七条に規定する業務」に、「同条第一項に規定する地方公共団

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年九月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第二章の章名の改正規定、第四条から第九条までの改正規定並びに次条、附則第四条、附則第六条及び附則第七条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(土地の買取りの協議等に関する経過措置)

第二条 改正後の公有地の拡大の推進に関する法律第六條、第八條及び第九條の規定は、前条ただし書の政令で定める日以後に同法第四條第一項の届出又は同法第五條第一項の届出があつた場合について適用し、同日前に改正前の公有地の拡大の推進に関する法律第四條第一項の届出又は同法第五條第一項の届出があつた場合については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「建設事業費」の下に「並びに公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)」を加え、同条第二項中「事業費」の下に「及び購入費」を加える。

第五条の二中「起す地方債」を「起す同号の建設事業費に係る地方債」に改める。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の五第四項中「第十条第一項に規

定する地方公共団体の事務に相当する業務として土地を取得する場合における当該土地」を「第十七条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得する場合における当該不動産」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第六条 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三十三号)の一部を次のように改正する。

(自治省設置法の一部改正)

第七條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十一号の二及び第九條第十七号中「市街化区域内」を「都市計画区域内」に改める。

理由

最近における地方公共団体等の土地需要に即応し、かつ、地域の秩序ある整備を推進するため、土地の先買いに関する制度の対象区域を都市計画区域に拡大するとともに、土地開発公社の業務の範囲を拡充する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長上村千一郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔上村千一郎君登壇〕

○上村千一郎君 ただいま議題となりました公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における地方公共団体等の土地需

要に即応し、かつ、地域の秩序ある整備を推進するため、土地の先買いに関する制度の対象区域を都市計画区域に拡大するとともに、土地開発公社の業務の範囲を拡充する等所要の措置を講じようとするものであります。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

特別に関する法律案、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

貸借対照表ハ開業ノ時及毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於テ會計帳簿ニ基キ之ヲ作ルコトヲ要ス

損益計算書ハ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ於テ會計帳簿ニ基キ之ヲ作ルコトヲ要ス

貸借対照表及損益計算書ハ之ヲ編綴シ又ハ特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス
貸借対照表及損益計算書ニハ作成者之署名スルコトヲ要ス

第三十四条 會計帳簿ニ記載スベキ財産ノ価額ニ付テハ左ノ規定ニ從フ

一 流動資産ニ付テハ其ノ取得価額、製作価額又ハ時価ヲ附スルコトヲ要ス但シ時価ヲ取得価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキハ其ノ價格ヲ取得価額又ハ製作価額ニ回復スルト認メラルル場合ヲ除クノ外時価ヲ附スルコトヲ要ス

二 固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為シテ測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス

三 金銭債權ニ付テハ其ノ債權金額ヨリ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百五十三條 第一項中「財産目録及貸借対照表」を「貸借対照表及損益計算書」に改める。

第二百九十九條 第一項中「前条ノ金銭」の下に「若ハ第二百九十三條ノ二第三項ノ代金」を加える。

第二百二十四條ノ三第二項中「二月」を「三月」に改め、同条第三項中「二月内」を「三月内」に改める。

第二百四十條第二項中「前条第五項」を「第二百三十九條第五項」に改める。

第二百四十七條 第一項中「又ハ取締役」を「取締役又ハ監査役」に改める。

第二百四十九條 第一項ただし書中「取締役」の下

に「又ハ監査役」を加える。

第二百五十六條ノ三第一項中「会社ニ対シ今日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ」を「定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外会社ニ対シ」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第五項中「第一項」を「第二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ請求ハ会日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百五十六條ノ四を削る。

第二百五十九條ノ二中「各取締役」の下に「及監査役」を加える。

第二百六十條ノ三第二項中「取締役」の下に「及監査役」を加え、同条を第二百六十條ノ四とし、第二百六十條ノ二の次に次の一條を加える。

第二百六十條ノ三 監査役ハ取締役会ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第二百六十一條ノ二を削る。

第二百六十六條 第一項中「配当セラルタル額」を「配当又ハ分配ノ為サレタル額」に改め、同項第一号中「提出シタルトキ」を「提出シ又ハ第二百九十三條ノ五第三項ノ規定ニ違反スル金銭ノ分配ヲ為シタルトキ」に改める。

第二百六十六條ノ三第一項中「第二百八十一條ニ掲グル書類若ハ第二百九十三條ノ五ノ附屬明細書」を「若ハ第二百八十一條第一項ノ書類」に改める。

第二百七十三條及第二百七十四條を次のように改める。

第二百七十三條 監査役ノ任期ハ就任後二年内ノ最終ノ決算期ニ関スル定時總會ノ終結ノ時迄トス

最初ノ監査役ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ就任後一年内ノ最終ノ決算期ニ関スル定時總會ノ終結ノ時迄トス

前二項ノ規定ハ定款ヲ以テ任期ノ満了前ニ退任

シタル監査役ノ補欠トシテ選任セララルタル監査役ノ任期ヲ退任シタル監査役ノ任期ノ満了スベキ時迄ト為スコトヲ妨ゲズ

第二百七十四條 監査役ハ取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス

監査役ハ何時ニテモ取締役ニ對シ營業ノ報告ヲ求メ又ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十四條の次に次の二條を加える。

第二百七十四條ノ二 取締役ハ会社ニ著シキ損害ヲ及ボス虞アル事実ヲ発見シタルトキハ直ニ監査役ニ之ヲ報告スルコトヲ要ス

第二百七十四條ノ三 他ノ株式會社ノ発行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル株式又ハ他ノ有限會社ノ資本ノ過半数ニ當ル出資口數ヲ有スル會社（以下親會社ト稱ス）ノ監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為ニ必要アルトキハ其ノ株式會社又ハ有限會社（以下子會社ト稱ス）ニ對シ營業ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

他ノ株式會社ノ発行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル株式ヲ親會社及子會社又ハ子會社ガ有スルトキハ其ノ株式會社モ亦其ノ親會社ノ子會社ト看做ス他ノ有限會社ノ資本ノ過半数ニ當ル出資口數ヲ親會社及子會社又ハ子會社ガ有スルトキ亦同シ

親會社ノ監査役ハ第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ求メタル場合ニ於テ子會社ガ遲滞ナク報告ヲ為サザルトキ又ハ其ノ報告ノ真否ヲ確ムル為ニ必要アルトキハ報告ヲ求メタル事項ニ関シ子會社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十五條中「會計ニ関スル書類ヲ調査シ」を「議案及書類ヲ調査シ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不当ナル事項アリト認ムルトキハ」に改め、同条の次に次の三條を加える。

第二百七十五條ノ二 取締役ガ会社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ會社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ監査役ハ取締役ニ對シ其

ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

第二百七十五條ノ三 監査役ハ株主總會ニ於テ監査役ノ選任又ハ解任ニ付意見ヲ述ブルコトヲ得

第二百七十五條ノ四 會社ガ取締役ニ對シ又ハ取締役ガ會社ニ對シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ監査役會社ヲ代表スル會社ガ第二百六十七條第一項ノ請求ヲ受クルニ付共同ジ

第二百七十六條中「監査役ハ」の下に「會社又ハ子會社」を加える。

第二百八十条中「第二百五十六條第三項」を「第二百五十六條ノ二」に改める。

第二百八十条ノ二第一項に次の一號を加える。

九 第二百八十条ノ九ノ二第一項ノ規定ニ依リ新株ノ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザルモノト為ス旨及発行価額中払込ヲ為サシムル金額

第二百八十条ノ六第三号中「第四号」の下に「及第九号」を加える。

第二百八十条ノ七中「発行価額」の下に「又ハ第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額」を加える。

第二百八十条ノ九の次に次の一條を加える。

第二百八十条ノ九ノ二 第二百九十三條ノ三第一項ノ規定ニ依リ準備金ヲ資本ニ組入レタル會社ガ券面額ヲ発行価額トシテ額面株式ヲ発行スル場合ニ於テ株主ニ新株ノ引受權ヲ与ヘ且其ノ引受權ヲ譲渡スコトヲ得ベキモノト定ムルトキハ資本ニ組入レタル準備金ノ額ヲ新株ノ數ヲ以テ除シタル額ヲ超エザル範圍内ニ於テ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザルモノト為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザル株式ヲ発行シタル場合ニ於テ第二百八十条ノ三ノ三第二項ノ株式アルトキハ會社ハ其ノ株式ニ付株主ヲ募集スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ四第一項但書ノ端數ノ合計數ニ相當スル株式ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ株主ヲ募集セズ取締役會ノ決議ヲ以テ株主ガ新株ノ引受權ヲ有スルモノト看做シテ之ヲ売却スルコトヲ得

第二項ノ株式ノ発行価額ニ付テハ第二百二條第

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号

商法の一部を改正する法律案外二案

一九四

三項ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ其ノ発行価額ハ第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額ヲ下ルコトヲ得ズ

会社ハ第二項ノ株式ノ発行価額ト第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額トノ差額及第三項ノ売却ノ代金ノ合計額ヲ第二百八十条ノ四第一項但書ノ端數ニ相当スル株式ヲ有スル株主及第二百八十条ノ五第四項ノ規定ニ依リ新株ノ引受権ヲ失ヒタル者ニ夫々其ノ端數及新株ノ數ニ応ジテ交付スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ十五第二項中「又ハ取締役」を「取締役又ハ監査役」に改める。
第二百八十一条を次のように改める。
第二百八十一条 取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附屬明細書ヲ作ルコトヲ要ス

一 貸借対照表
二 損益計算書
三 營業報告書
四 準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案

前項ノ書類ハ監査役ノ監査ヲ受クルコトヲ要ス
第二百八十一条の次に次の三條を加える。
第二百八十一条ノ二 取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ七週間前ニ前條第一項各号ニ掲グル書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

第二百八十一条ノ三 監査役ハ前條ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ四週間内ニ監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ監査報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 監査ノ方法ノ概要
二 會計帳簿ニ記載スベキ事項ノ記載ナク若ハ不実ノ記載アルトキ又ハ貸借対照表若ハ損益計算書ノ記載ガ會計帳簿ノ記載ト合致セザルトキハ其ノ旨

三 貸借対照表及損益計算書ガ法令及定款ニ從ヒ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示シタルモノナルトキハ其ノ旨

四 貸借対照表又ハ損益計算書ガ法令又ハ定款ニ違反シ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示シタルモノナルトキハ其ノ旨

ニ違反シ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示サザルモノナルトキハ其ノ旨及事由

五 營業報告書ノ内容ガ真実ナルヤ否ヤ
六 準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案ガ法令及定款ニ適合スルヤ否ヤ

七 準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案ガ会社財産ノ状況其ノ他ノ事情ニ照シ著シク不当ナルトキハ其ノ旨

八 取締役ノ職務遂行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アリタルトキハ其ノ事実

九 監査ノ為ニ必要ナル調査ヲ為スコト能ハザリシトキハ其ノ旨及理由

第二百八十一条ノ四 取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ三週間前ニ第二百八十一条第一項ノ附屬明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

監査役ハ前項ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ二週間内ニ同項ノ書類ニ関スル監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス

第二百八十二条第一項中「前條ニ掲グル書類及監査役ノ報告書」を「第二百八十一条第一項ノ書類及監査報告書」に改める。
第二百八十三条第一項中「第二号乃至第五号」を「第一項各号」に改め、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

定時總會ノ招集ノ通知ニハ前項ノ書類及第二百八十一条ノ三第一項ノ監査報告書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

第二百八十五条中「貸借対照表及財産目録」を「會計帳簿ニ記載スベキ財産ノ価額」に、「第二百八十五条ノ二」を「第三十四条第二号ノ外第二百八十五条ノ二及第二百八十五条ノ四」に改める。
第二百八十五条ノ三を次のように改める。
第二百八十五条ノ三 削除

第二百八十五条ノ六第二項中「及第二項」を削り、「株式」の下に「、同條第二項ノ規定ハ取引所ノ相場アル株式ニシテ子会社ノ株式以外ノモノ

ニ」を加える。
第二百八十八条中「十分ノ一以上」の下に「第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ス毎ニ其ノ分配額ノ十分ノ一ヲ」を加える。
第二百八十八条ノ二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。
第二百八十八条ノ九ノ二第二項ノ規定ニ依リ株主ヲ募集シタル株式ニ付テハ前項第一号ノ額ハ之ヲ資本準備金ト為スコトヲ要セズ

第二百九十三条ノ二第三項中「ニ付テハ第一項ノ規定ヲ適用セズ」を「ニ付新ニ発行シタル株式ヲ競売シ且其ノ端數ニ應ジテ其ノ代金ヲ株主ニ交付スルコトヲ要ス但シ取引所ノ相場アルモノハ其ノ相場ヲ以テ之ヲ売却シ取引所ノ相場ナキモノハ裁判所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方法ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ妨グ」に改め、同條第六項に次のただし書を加える。
但シ第三項ノ株式ニ付テハ其ノ通知ヲ為スコトヲ要セズ

第二百九十三条ノ三第三項中「前條第六項」を「前條第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ新株ノ発行ニ付一株ニ滿タザル端數ヲ生ズル場合ニ、同條第六項」に改める。
第二百九十三条ノ四第二項中「場合ニ」の下に「同條第一項及第二項ノ規定ハ分割ニ適セザル數ノ株式アル場合ニ」を加える。
第二百九十三条ノ五を次のように改める。
第二百九十三条ノ五 營業年度ヲ一年トスル会社ハ定款ヲ以テ一營業年度ニ付一回ニ限り營業年度中ノ一定ノ日ヲ定メ其ノ日ニ於ケル株主ニ對シ取締役會ノ決議ニ依リ金銭ノ分配ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得
前項ノ決議ハ同項ノ一定ノ日ヨリ三月内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ金銭ノ分配ハ最終ノ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ之ヲ為スコトヲ得
一 最終ノ決算期ニ於ケル資本及準備金ノ合計額

二 最終ノ決算期ニ関スル定時總會ニ於テ積立タル利益準備金及金銭ノ分配ノ時ニ積立ツルコトヲ要スル利益準備金ノ合計額
三 最終ノ決算期ニ於テ第二百八十六条ノ二及第二百八十六条ノ三ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額ガ前二号ノ準備金ノ合計額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

四 最終ノ決算期ニ関スル定時總會ニ於テ利益ヨリ配当シ又ハ支払フモノト定メタル額
取締役ハ其ノ營業年度ノ終ニ於テ貸借対照表上ノ純資産額ガ第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額ヲ下ル虞アルトキハ第一項ノ金銭ノ分配ヲ為スコトヲ得ズ

營業年度ノ終ニ於テ前項ノ純資産額ガ同項ノ合計額ヲ下リタル場合ニ於テハ第一項ノ金銭ノ分配ヲ為シタル取締役ハ会社ニ對シ連帶シテ其ノ差額、若シ分配シタル金銭ノ額ガ其ノ差額ヨリ少ナキトキハ分配シタル金銭ノ額ニ付賠償ノ責ニ任ズ但シ取締役ガ前項ノ虞ナキモノト認ムルニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ金銭ノ分配ハ第二百九条第一項、第二百九十二条第一項、第二百九十二条ノ六但書、第二百九十二条ノ七第一項、第二百九十二条ノ八及第二百九十三条ノ規定ノ適用ニ付テハ利益ノ配当ト看做シ、第一項ノ一定ノ日ハ第二百九十二条ノ六但書ノ規定ノ適用ニ付テハ營業年度ノ終ト看做ス

第二百六十六条第二項乃至第四項ノ規定ハ第五項ノ取締役ノ責任ニ、第二百九十条第二項ノ規定ハ第三項ノ規定ニ違反シテ金銭ノ分配ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス
第三百四十一条ノ二第二項及び第三項を次のように改める。
前項ノ場合ニ於テハ左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ取締役會之ヲ定ム但シ定款ヲ以テ株主

ニ違反シ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示サザルモノナルトキハ其ノ旨及事由

五 營業報告書ノ内容ガ真実ナルヤ否ヤ
六 準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案ガ法令及定款ニ適合スルヤ否ヤ

七 準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案ガ会社財産ノ状況其ノ他ノ事情ニ照シ著シク不当ナルトキハ其ノ旨

八 取締役ノ職務遂行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アリタルトキハ其ノ事実

九 監査ノ為ニ必要ナル調査ヲ為スコト能ハザリシトキハ其ノ旨及理由

第二百八十一条ノ四 取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ三週間前ニ第二百八十一条第一項ノ附屬明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

監査役ハ前項ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ二週間内ニ同項ノ書類ニ関スル監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス

第二百八十二条第一項中「前條ニ掲グル書類及監査役ノ報告書」を「第二百八十一条第一項ノ書類及監査報告書」に改める。
第二百八十三条第一項中「第二号乃至第五号」を「第一項各号」に改め、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

定時總會ノ招集ノ通知ニハ前項ノ書類及第二百八十一条ノ三第一項ノ監査報告書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

第二百八十五条中「貸借対照表及財産目録」を「會計帳簿ニ記載スベキ財産ノ価額」に、「第二百八十五条ノ二」を「第三十四条第二号ノ外第二百八十五条ノ二及第二百八十五条ノ四」に改める。
第二百八十五条ノ三を次のように改める。
第二百八十五条ノ三 削除

總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 転換社債ノ総額

二 転換ノ条件

三 転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容

四 転換ヲ請求シ得ベキ期間

五 転換ニ因リテ発行スベキ無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

六 株主ニ転換社債ノ引受権ヲ与フル旨及引受権ノ目的タル転換社債ノ額

七 株主以外ノ者ニシテ之ニ対シ特ニ有利ナル転換ノ条件ヲ附シタル転換社債ノ発行スベキモノ及之ニ対シ発行スル転換社債ノ額

株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル転換ノ条件ヲ附シタル転換社債ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ関スル定アルトキト雖モ其ノ者ニ対シ発行スルコトヲ得ベキ転換社債ノ額、発行価額、転換ノ条件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容及転換ヲ請求シ得ベキ期間ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アルコトヲ要ス

第三百四十一條ノ二に次の二項を加える。

前項ノ決議ハ決議後最初ニ発行スル転換社債ニシテ其ノ日ヨリ六月内ニ発行スベキモノニ付テノミ其ノ効力ヲ有ス

第二百八十條ノ二第二項後段及第三項ノ規定ハ第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ二の次に次の四條を加える。

第三百四十一條ノ二ノ二 会社ハ転換社債ヲ発行スルトキハ転換社債ノ総額、発行価額、転換ノ条件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、転換ヲ請求シ得ベキ期間及募集ノ方法ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

会社ハ前項ノ公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間ヲ経過シタル後ニ非ザレバ転換社債ノ割当ヲ為スコトヲ得ズ

第三百四十一條ノ三 前条ノ規定ハ第三百四十一條ノ二第二項第六号ノ引受権ノ目的タル転換社債、同条第三項ノ決議アリタル転換社債、

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号

商法の一部を改正する法律案外二案

第三百四十一條ノ二ノ四第一項但書ノ端數ノ合計數ニ相当スル転換社債及転換社債ノ引受権ヲ有スル者ガ第三百四十一條ノ二ノ五第二項ノ規定ニ依リ其ノ權利ヲ失ヒタル転換社債ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三百四十一條ノ二ノ四 転換社債ノ引受権ヲ有スル株主ハ其ノ有スル株式ノ數ニ応ジテ転換社債ノ割当ヲ受クル權利ヲ有ス但シ各転換社債ノ金額中最低額ニ滿タザル端數ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十條ノ四第二項ノ規定ハ株主ガ転換社債ノ引受権ヲ有スベキ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ二ノ五 株主ガ転換社債ノ引受権ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ對シ其ノ者ガ引受権ヲ有スル轉換社債ノ額、発行価額、轉換ノ条件、轉換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、轉換ヲ請求シ得ベキ期間及一定ノ期日迄ニ轉換社債ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百八十條ノ五第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條ノ七に第一項として次のように加える。

第二百二十二條ノ二第二項、第二百八十條ノ十及第二百八十條ノ十一ノ規定ハ轉換社債ノ発行ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十九條第一項ただし書中「競売ニ代ヘ」を「取引所ノ相場アルモノハ其ノ相場ヲ以テ之ヲ売却シ取引所ノ相場ナキモノハ」に、「他ノ方法」を「競売以外ノ方法」に改める。

第三百八十條第二項及び第三百八十一條第一項中「取締役」の下に「監査役」を加える。

第四百六條ノ二の次に次の一條を加える。

第四百六條ノ三 最後ノ登記後五年ヲ経過シタル会社ハ本店ノ所在地ヲ管轄スル登記所ニ未ダ營業ヲ廃止セザル旨ノ届出ヲ為スベキ旨ヲ法務大臣ガ官報ヲ以テ公告シタル場合ニ於テ其ノ公告ノ日ニ既ニ最後ノ登記後五年ヲ経過シタル会社

ガ同日ヨリ二月内ニ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ其ノ届出ヲ為サザルトキハ其ノ会社ハ其ノ期間満了ノ時ニ解散シタルモノト看做ス但シ其ノ期間内ニ登記ヲ為シタル会社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ公告アリタルトキハ登記所ハ同項ノ会社ニ對シ其ノ公告アリタル旨ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ解散シタルモノト看做サレタル会社ハ其ノ後三年内ニ限り第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依リテ会社ヲ継続スルコトヲ得第四百十五條中「取締役」の下に「監査役」を加える。

第四百二十條を次のように改める。

第四百二十條 清算人ハ定時總會ノ会日ヨリ五週間前ニ貸借対照表及事務報告書ヲ、三週間前ニ其ノ附屬明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

監査役ハ定時總會ノ会日ヨリ一週間前ニ前項ノ書類ニ關スル監査報告書ヲ清算人ニ提出スルコトヲ要ス

清算人ハ定時總會ノ会日ノ一週間前ヨリ第一項ノ書類及前項ノ監査報告書ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

第二百八十二條第二項ノ規定ハ前項ノ書類ニ之ヲ準用ス

清算人ハ貸借対照表及事務報告書ヲ定時總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第四百二十八條第二項中「又ハ取締役」を「取締役又ハ監査役」に改める。

第四百三十條第二項中「第二百六十一條ノ二」を「第二百六十一條」に、「乃至第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十二條乃至第二百八十四條及第二百九十三條ノ五乃至」を「第二百七十四條ノ二、第二百七十五條、第二百七十五條ノ二、第二百七十五條ノ四、第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十三條第三項、第二百八十四條、第二百九十三條ノ六及」に改める。

第四百三十一條第一項及び第四百五十二條第一項中「清算人」の下に「監査役」を加える。

第四百八十九條第三号中「利益又ハ利息ノ配當」を「利益若ハ利息ノ配當又ハ第二百九十三條ノ五第一項ノ金銭ノ分配」に改める。

第四百九十八條第一項第十九号中「第三十二條第一項ノ帳簿、第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」を「會計帳簿、第二百八十一條第一項若ハ第四百二十條第一項ノ附屬明細書若ハ監査報告書」に改め、同項第二十号中、第二百九十三條ノ五第一項を削り、「第四百八十八條ノ二第二項」の下に「第四百二十條第三項」を加え、同条第二項中「又ハ」を「若ハ」に改め、「譲渡シタルトキ」の下に「又ハ有價会社法第七十七條第一項若ハ第二項ニ掲グル者ガ本編ニ定ムル調査ヲ妨ゲタルトキ」を加える。

第四百九十八條ノ二中「登録税額」を「登録免許税額」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年一月一日から施行する。ただし、商法第二百九條第一項、第二百四十條第二項、第二百五十六條ノ三、第二百八十條ノ二第一項、第二百八十條ノ六第三号、第二百八十條ノ七、第二百八十八條ノ二、第二百九十三條ノ二、第二百九十三條ノ三第三項、第二百九十三條ノ四第二項、第三百四十一條ノ二、第三百四十一條ノ七、第三百七十九條第一項及び第四百九十八條ノ二の各改正規定、同法第二百五十六條ノ四を削る改正規定、同法第二百八十九條ノ九の次に一條を加える改正規定、同法第三百四十一條ノ二の次に四條を加える改正規定並びに次条、附則第五條及び第十條から第十三條までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の商法の規定は、

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号

商法の一部を改正する法律案外二案

一 一九五

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号 商法の一部を改正する法律案外二案

特別の定めがある場合を除いては、当該改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の商法の規定によつて生じた効力を妨げない。

(商業帳簿等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に商人である者がこの法律の施行後最初に到来する改正後の商法第三十三条の一定の時期(会社にあつては、決算期をいう。以下この条及び次条において同じ)以前において作成すべき商業帳簿及びその附属明細書並びに当該一定の時期以前において計算及び当該一定の時期に関する計算に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(流動資産及び固定資産の評価に関する経過措置)

第四条 改正後の商法第三十四条第一号及び第二号の規定の適用については、この法律の施行の際現に株式会社以外の商人である者がこの法律の施行後最初に到来する改正後の商法第三十三条の一定の時期以前に取得し、又は製作した資産は、当該一定の時期において附することができ、最高価額(その額の範囲内で別に附した価額があるときは、その価額)をもつて、当該一定の時期の翌日に取得し、又は製作したものとなす。

(累積投票に関する経過措置)

第五条 商法第二百五十六條ノ三の改正規定及び同法第二百五十六條ノ四を削る改正規定の施行の際現に取締役の選任について累積投票によらないことを定めた定款には、発行済株式の総数の四分の一以上当たる株式を有する株主が累積投票によるべきことを求めることができる旨の定めがあるものとみなす。ただし、発行済株式の総数の四分の一以下の割合以上当たる株式を有する株主がその請求をすることができ、旨の定めがある場合は、この限りでない。

(会社と取締役又は清算人との間の訴えについての会社代表に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する株式会社が取締役若しくは清算人に対し、又は取締役若しくは清算人がその会社に対して提起する訴えについては、清算人がその会社に対して提起する訴えについては、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結前は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(監査役に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する株式会社の監査役で、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結前に在任するものに関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の定時総会の終結の際現に在任する監査役は、同項の定時総会の終結と同時に退任する。

(定時総会の招集の通知に添付すべき書類に関する経過措置)

第八条 改正後の商法第二百八十三條第二項の規定は、この法律の施行後最初に到来する決算期以前の決算期に関する定時総会については、適用しない。

(子会社の株式の評価に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に存する株式会社がこの法律の施行後最初に到来する決算期において附則第三条の規定によりなおその例によるものとされる改正前の商法第二百八十五條ノ六第二項において準用する同法第二百八十五條ノ二第二項の規定により子会社の株式に時価を附した場合においては、改正後の商法第二百八十五條ノ六第一項及び同条第二項において準用する同法第二百八十五條ノ二第一項ただし書の規定の適用については、その附した時価を取得価額とみなす。

(株式による配当に関する経過措置)

第十条 商法第二百九十三條ノ二の改正規定の施行前に株主総会の招集に関する取締役会の決議

があつた場合において、その株主総会の決議をもつて利益の配当の全部又は一部を新たに発行する株式をもつてするときは、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(転換社債の発行に関する経過措置)

第十一条 転換社債に関する改正規定の施行前に転換社債の発行の決議があつたときは、その転換社債の発行に関しては、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(資本の減少に関する経過措置)

第十二条 商法第三百七十九條第一項の改正規定の施行前に資本の減少の決議があつたときは、その資本の減少に関しては、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(休眠会社に関する特例)

第十三条 昭和四十八年十一月一日において、最後の登記をした後十年を経過している株式会社は、その日に解散したものとなす。

2 改正後の商法第四百六條ノ三第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 商業登記法昭和三十八年法律第二百二十五号(第九十一條の二の規定は、第一項の規定による解散の登記について準用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

株式会社の運営の適正と安定を図り、資金の調達を容易にするともに株主の利益を保護する等のため、監査役が会社の会計以外の業務をも監査することにより株式会社の監査制度を充実し、累積投票の制度は定款をもつて排除することができるととし、転換社債について、その発行は原則として取締役会の決議によることとし、引受権等

に関する規定を整備し、準備金の資本組入れの際発行価額の一部払込みによる株式の発行ができることとし、営業年度を一年とする会社に中間配当のみを開くほか、取引の安全を図るためいわゆる休眠会社を整理する方途を講じ、商業帳簿の制度を合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十八年三月二十日 内閣総理大臣 田中 角榮

株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 資本の額が五億円以上の株式会社に關する特例(第二条、第二十一条)

第三章 資本の額が一億円以下の株式会社に關する特例(第二十二條、第二十七條)

第四章 罰則(第二十八條、第三十條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、資本の額が五億円以上の株式会社及び資本の額が一億円以下の株式会社に對する監査等に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)の特例を定めるものとする。

第二章 資本の額が五億円以上の株式会社に關する特例

(会計監査人の監査)

第二条 資本の額が五億円以上の株式会社(以下この章において「会社」という。)は、商法第二百八十一條第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類並びにその附属明細書について、監査

役の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第三条 会計監査人は、監査役の過半数の同意を得て、取締役会の決議をもつて選任する。

2 会計監査人を選任したときは、取締役は、その旨を株主総会に報告しなければならない。

(会計監査人の資格)

第四条 会計監査人は、公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 会社又はその親会社若しくは子会社(商法第二百七十四条ノ三に規定する親会社又は子会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役又は使用人

二 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 前二号に掲げる者が社員の半数以上を占める監査法人

(会計監査人の職務を行なうべき社員の指名)

第五条 会計監査人に選任された監査法人は、その職務を行なうべき社員を指名し、これを会社に通知しなければならない。

2 前条第二項第一号又は第二号に掲げる者は、前項の規定による指名を受けることができない。

(会計監査人の解任)

第六条 会計監査人は、監査役の過半数の同意を得て、取締役会の決議をもつて解任することができる。

2 会計監査人を解任したときは、取締役は、その旨及び解任の理由を株主総会に報告しなければならない。

3 解任された会計監査人が前項の株主総会の会日の三日前までに会社に対して書面で解任についての意見を通知したときは、取締役は、その

意見の要旨を株主総会に報告しなければならない。

(会計監査人の権限等)

第七条 会計監査人は、何時でも、会社の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は取締役に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、子会社に対して会計に関する報告を求めることができる。

4 商法第二百七十四条ノ三第三項の規定は、前項の場合について準用する。

5 会計監査人は、その職務を行なうにあつて第四條第二項第一号又は第二号に掲げる者を使用してはならない。

(取締役の不正行為等を発見した場合の会計監査人の報告義務)

第八条 会計監査人がその職務を行なうに際して取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、その会計監査人は、これを監査役に報告しなければならない。

(会計監査人の損害賠償責任)

第九条 会計監査人がその任務を怠つたことにより会社に損害を生じたときは、その会計監査人は、会社に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

第十条 会計監査人が重要な事項について第十三條第一項の監査報告書又は第十五條第二項の監査報告書に虚偽の記載をしたことにより第三者に損害を生じたときは、その会計監査人は、その第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。ただし、その職務を行なうについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(会計監査人、取締役及び監査役の連帯責任)

第十一条 会計監査人が会社又は第三者に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、取締役又は監査役もその責めに任ずべきときは、その会計監査人、取締役及び監査役は、連帯債務者とする。

(計算書類等の提出期限)

第十二条 取締役は、定時総会の会日の八週間前までに、商法第二百八十一条第一項各号に掲げる書類を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。

(会計監査人の監査報告書)

第十三条 会計監査人は、前条の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を監査役及び取締役提出しなければならない。

2 前項の監査報告書には、商法第二百八十一条ノ三第二項第一号から第四号まで、第六号及び第九号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 監査役は、会計監査人に対して、第一項の監査報告書につき説明を求めることができる。

(監査役の監査報告書)

第十四条 監査役は、前条第一項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を取締役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと思つたときは、その旨及び理由並びに自己の監査の方法の概要又は結果

二 会計以外の業務の監査の方法の概要

三 商法第二百八十一条ノ三第二項第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項

2 会計監査人は、前項の書類を受領した日から二週間以内に、これに関する監査報告書を監査役及び取締役提出しなければならない。

3 監査役は、前項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、第一項の書類に関する監査報告書を取締役に提出しなければならない。この場合において、会計監査人の報告を相当と認めるときは、監査役の監査報告書には、その旨を記載すれば足りる。

(監査報告書の備置き等)

第十六条 商法第二百八十二条の規定は、会計監査人の監査報告書について準用する。

(定時総会の招集通知への監査報告書謄本の添附)

第十七条 定時総会の招集の通知には、第十三條第一項の監査報告書の謄本及び第十四條第一項の監査報告書の謄本を添附しなければならない。

(定時総会における会計監査人の意見陳述)

第十八条 第二條の書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監査役と意見を異にするときは、会計監査人(会計監査人が監査法人であるときは、その職務を行なうべき社員。次項において同じ。)は、定時総会に出席して意見を述べることができる。

2 定時総会において会計監査人の出席を求める決議があつたときは、会計監査人は、定時総会に出席して意見を述べなければならない。

(商法の適用除外)

第十九条 会社については、商法第二百八十一条ノ二から第二百八十一条ノ四までの規定は、適用しない。

(資本の額が増減した場合の経過措置)

第二十条 会社の資本の額が五億円未満となつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、第二条から前条までの規定を適用する。

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号

商法の一部を改正する法律案外二案

一一九八

第二十一条 会社以外の株式会社資本の額が五億円以上となつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、第二章から第十九条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三章 資本の額が一億円以下の株式会社に関する特例

(監査役の職務及び権限)

第二十二條 資本の額が一億円以下の株式会社(以下この章において「会社」という。)の監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする会計に関する書類を調査し、株主総会にその意見を報告しなければならない。

2 監査役は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は取締役に対して会計に関する報告を求めることができる。

3 監査役は、その職務を行なうため必要があるときは、会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

4 前三項の規定は、会社の清算の場合について準用する。

(計算書類及び監査報告書の提出期限)

第二十三條 取締役は、定時総会の会日の五週間前までに、商法第二百八十一条第一項各号に掲げる書類を監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を取締役に提出しなければならない。

(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)

第二十四條 会社が取締役に対し、又は取締役が会社に対して訴えを提起する場合には、その訴えについては、取締役会が定める者が会社を代表する。

2 株主総会は、前項の規定にかかわらず、会社を代表すべき者を定めることができる。

3 前二項の規定は、会社の清算人について準用する。

(商法の適用除外)

第二十五條 会社については、商法第二編第四章第三節、第四節及び第六節ノ二から第九節までの規定中株式会社の監査役に関する規定は、同法第二百三十八條、第二百七十三條、第二百七十四條ノ三、第二百七十五條ノ三、第二百七十六條から第二百七十八條まで、第二百八十条、第二百八十一条第二項、第二百八十一条ノ四、第二百八十二条、第二百八十四条、第二百八十九條第三項、第二百八十六條、第二百八十七條、第二百八十八條第二項、第二百八十九條、第二百九十条第一項、第二百九十四条第一項、第二百九十七條第三項、第二百九十八條第三項、第四百條、第四百十三條第三項、第四百十四條第一項、第四百二十條第一項から第四項まで、第四百三十條第二項において準用する第二百三十八條、第二百七十六條、第二百七十八條及び第二百八十四條、第四百三十二條(第四百五十四條第一項第六号に係る部分に限る)、第四百三十七條、第四百四十四條第四項及び第四百五十二條第二項において準用する第三百九十条第一項、第四百五十三條、第四百五十四條並びに第四百五十六條第一項において準用する第四百條の規定を除き、適用しない。

(資本の額が増減した場合の経過措置)

第二十六條 会社の資本の額が一億円をこえることとなつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、第二十二條から前条までの規定を適用する。

2 前項の場合においては、監査役は、同項の定時総会の終結の時に退任する。

第二十七條 会社以外の株式会社の資本の額が一億円以下となつた場合においては、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、第二十二條から第二十五條までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四章 罰則

第二十八條 会計監査人がその職務に關し不正の請託を受け、賄賂を受取し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 会計監査人が監査法人である場合においては、会計監査人の職務を行なう社員がその職務に關し不正の請託を受け、賄賂を受取し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十九條 前条第一項又は第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

第三十條 商法第四百九十八條第一項に掲げる者が会計監査人若しくはその職務を行なうべき社員が次の各号の一に該当するときは、三十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 定時総会の会日の八週間前までに会計監査人の選任手続をしなかつたとき。

二 第六條第二項又は第三項の規定により株主総会に報告するにあたり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

三 正当の理由がなく、第七條第一項又は第二十二條第二項の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

四 第七條第二項、同条第四項において準用する商法第二百七十四條ノ三第三項又は第二十二條第三項の規定による調査を妨げたとき。

五 この法律の規定による監査報告書に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

六 第六十六條において準用する商法第二百八十条第一項の規定に違反して、監査報告書を備え置かなかつたとき。

七 正当の理由がなく、第十六條において準用する商法第二百八十二条第二項の規定による書類の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

八 第十七條の規定に違反して、定時総会の招集通知に監査報告書の謄本を添附しなかつたとき。

九 第十八條第一項又は第二項の規定により定時総会において意見を述べざるにあたり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

2 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第七十七條第一項又は第二項に規定する者が、第七十七條第四項において準用する商法第二百七十四條ノ三第三項の規定による調査を妨げたとき、前項と同様とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二章の規定は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十三條の二第一項の規定の適用を受ける株式会社については、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時まで、その他の株式会社で、銀行、信託会社、保険会社又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社(以下「銀行等」と総称する。)以外のものについては、昭和五十年一月一日前及び同日以後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時

時まで、銀行等については、昭和五十一年一月一日前及び同日以後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、それぞれ適用しない。

3 前項の規定により第二章の規定の適用を受けない株式会社がある場合は、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、なお同章の規定を適用しない。

4 第三章中監査役に関する規定は、商法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第七條第一項の規定が適用される監査役については、適用しない。

理 由

大規模の株式会社の実情にかんがみ、会計監査人による監査を実施するものとするにによりその運営をいっそう適正にするため、及び小規模の株式会社の実情にかんがみ、監査役の職務を会計の監査に限定する等のため、商法の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

右

昭和四十八年三月二十日

内閣総理大臣 田中 角榮

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

(非訟事件手続法の一部改正)

第一条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二百二十六条第一項中「及び第三百七十九條第一項」を「第二百九十三條ノ第二項但書及

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号

第二百七十九條第一項但書」に改める。

但書(同法第四百十六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)を「第二百九十三條ノ第二項但書(同法第二百九十三條ノ第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ同法第三百七十九條第一項但書(同法第二百九十三條ノ第四項及第二百九十六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)に改める。

第四百十六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)に改める。

第二百九十五條ノ六十一中「第三項」を削る。

(信託業法の一部改正)

第二条 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十三條ノ二中「第二百九十三條ノ五第一項」を「第二百八十一條第一項」に改める。

(銀行法の一部改正)

第三条 銀行法(昭和二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條ノ二中「第二百九十三條ノ五第一項」を「第二百八十一條第一項」に、「所屬明細書」を「附屬明細書」に改める。

(無尽業法の一部改正)

第四条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十八條ノ二中「第二百九十三條ノ五第一項」を「第二百八十一條第一項」に改める。

(国債の価額計算に関する法律の一部改正)

第五条 国債の価額計算に関する法律(昭和七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第一項中「財産目録」を「会計帳簿又ハ財産目録」に、「第三十四條第一項」を「第三十四條」に改める。

(商法中改正法律施行法の一部改正)

第六条 商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市及北九州市」を「東京

都ノ特別区ノ存スル区域及地方自治法(昭和二十

二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九

第一項ノ指定都市」に改め、同條第一項を削る。

第四十九條中「財産目録、貸借対照表及損益計算書」を「貸借対照表、損益計算書及附屬明細書」に改める。

(有限会社法の一部改正)

第七條 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十條ノ三第一項中「若ハ第四十六條第一

項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五ノ附屬明細書」を削る。

第三十三條の次に次の一條を加える。

提出セシメタル會計ニ關スル書類ヲ調査シ社員總會ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

監査役ハ何時ニテモ會計ノ帳簿及書類ノ閲覧若ハ謄寫ヲ為シ又ハ取締役ニ對シ會計ニ關スル報告ヲ求ムルコトヲ得

監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為ニ必要アルトキハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第三十四條中「第二百七十四條」を「第二百七十六條」に改める。

但シ同法第二百四十七條第一項及第二百四十九條第一項但書(同法第二百五十二條及第二百五十三條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定中監査役ニ關スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十三條 取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附屬明細書ヲ作ルコトヲ要ス

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 營業報告書

四 準備金及利益ノ配當ニ關スル議案

監査役アルトキハ取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ五週間前ニ前項各号ニ掲グル書類ヲ、三週間前ニ其ノ附屬明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

監査役ハ前項ノ書類ヲ受領シタル日より四週間内ニ監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス

第四十四條ノ二第二項後段を次のように改める。

此ノ場合ニ於テハ第四十三條第一項ノ規定ニ拘ラズ附屬明細書ハ之ヲ作ルコトヲ要セズ

第四十六條第一項中「第二百八十五條」の下に「第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四」を加え、「乃至第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條、第二百八十八條ノ二第一項第三項」に改め、「第二百九十三條ノ五」を削る。

第五十八條に次のたし書を加える。

但シ同法第三百八十八條第二項ノ規定中監査役ニ關スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十三條に次のたし書を加える。

但シ同法第四百十五條ノ規定中監査役ニ關スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十五條第一項に次のたし書を加える。

但シ同法第四百二十八條第二項ノ規定中監査役ニ關スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十五條第二項中「第三十一條ノ二」の下に「第三十三條ノ二」を加え、「第二百七十四條乃至」、「第二百八十二條、第二百八十三條第一項」及び「第二百九十三條ノ五」を削る。

第八十五條第一項第十号中「商法第三十二條第一項ノ帳簿又ハ第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」を「會計帳簿、第四十三條第一項ノ附屬明細書、第七十五條第一項ニ於テ準用スル商法第四百二十條第一項ノ附屬明細書又ハ監査報告書」に改め、同項第十一号中「監査役ノ報告書又ハ第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」を「監査報告書、第四十三條第一項ノ附屬明細書又ハ第七十五條第一項ニ於テ準用スル商法第四百二十條第一項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第一項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二第一

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号

商法の一部を改正する法律案外二案

一一〇〇

項第三項に改める。

(有限会社法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による有限会社法の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第二条、第三条及び第七条第一項の規定の例による。

(保険業法の一部改正)

第九条 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条ノ二第一項中「九十日」を「四月」に改め、同条第二項中「九十日ヲ超エザル日以内」を「四月ヲ超エザル期間内」に改める。

第十六条第一項中「利益ノ配当」の下に「又ハ商法第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配」を加える。

第六十二条中、「第二百五十六條第三項」を削り、同条ただし書中「社員」の下に「トシ同法第二百七十五條ノ四中第二百六十七條第一項トアルハ之ヲ保險業法第五十七條第一項」を加える。

第六十七條第一項中「第二百八十五條の下に」を「第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四」を加え、「第二百九十三條ノ五第一項第三項」を削り、「第二百九十五條」の下に「並ニ株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二章を加え、同項に次のただし書を加える。

但シ株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二章、第二十条及第二十一条中資本ノ額トアルハ之ヲ基金ノ總額トス

第六十七條第二項中「第二百九十三條ノ五第一項」を「第二百八十一條第一項」に改める。
第七十七條中「第二百六十一條ノ二」を「第二百六十一條」に、「乃至第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十二條乃至第二百八十四條、第二百九十三條ノ五第一項第三項」を、「第二百七十四條ノ二、第二百七十五條、第二百七十五條ノ二、第二百七十五條ノ四、第二百七十

六条、第二百七十八條、第二百八十三條第三項、第二百八十四條」に改める。
第八十二条中「財産目録」を削る。
第八十八條第二項中「第三十三條第四項」を「第三十三條第五項」に改める。
「第三百三十三條第五項」の下に「會計監査人」を加える。

第五百二十二條中「検査役」の下に「會計監査人若ハ其ノ職務ヲ行フベキ社員」を加え、同条第十三号中「帳簿、第六十七條若ハ第七十七條ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」を「會計帳簿、第六十七條若ハ第七十七條ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書若ハ監査報告書」に改め、同条第十四号中「第六十七條及第七十七條」を「第六十七條第一項に、若ハ第二百九十三條ノ五第一項若ハ第七十三條第一項」を、「第七十三條第一項」に改め、「第四百八條ノ二」の下に「若ハ第七十七條ニ於テ準用スル商法第四百二十條第三項」を加える。

(保險業法の一部改正に伴う経過措置)
第十条 前条の規定による保險業法の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第二条、第三条及び第六條から第九條までの規定並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第二項中同項の銀行等に関する規定の例による。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)
第十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「二箇月以内」を「三箇月以内」に改める。
(会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律の一部改正)

第十二条 会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律(昭和二十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
本則に次の一項を加える。
4 前三項の規定の適用については、商法第二百九十三條ノ五第一項の規定により分配する金銭は、会社がその株主に配当する利益とみなす。

(公認会計士法の一部改正)
第十三条 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
第二十四條第一項中「左の」を「次の」に、「行つて」を「行なつて」に改め、同項第一号中「その他の団体」を「その他の者に改め、同項第二号中「その他公認会計士が著しい利害關係を有し、又は過去一年以内に著しい利害關係を有した会社その他の者」を削り、同項に次の一号を加える。

三 前二号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害關係を有する会社その他の者の財務書類
第二十四條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項第三号の著しい利害關係とは、公認会計士又はその配偶者が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する關係で、公認会計士の行なう第二條第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適當であるとして政令で定めるものをいう。
第三十四條の十一第一項第二号中「又はその社員が著しい利害關係を有し、又は過去一年以内に著しい利害關係を有した」を「著しい利害關係を有する」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を削り、「必要かつ適當と認めて大蔵省令で定める」を「業務の制限をすることが必要かつ適當であるとして政令で定める」に改め、同条第三項中「第二十四條」を「第二十四條第一項又は

第三項に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。
第二十七條第六項中「の規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。
第三十二條中「第四百二十八條の下に」(「監査役に係る部分を除く。」)を加える。

第四十二條中「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十二條(株主の差止請求權)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を加え、「第二百七十四條(報告を求め調査をなす權限)及び」を削り、「第二百七十八條(取締役と監査役との連帶責任)」の下に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする權限)」を、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三)中監査役に係る部分を除く。」を加え、「第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録)」に改める。

第五十四條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。
第五十七條第三項中「第三百八十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第六十九條中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三」に、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三)中監査役に係る部分

を除く。)を加え、「第二百六十条ノ三から第二百六十一条ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表表)」を「第二百六十条ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録)、第二百六十一条代表取締役)」に改め、「第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四条第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表表)」を、「この場合において」の下に「第四十条第一項中『事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案』とあるのは、『事務報告書、財産目録及び貸借対照表』」を加える。

第百十五号第五号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第八号の二中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第九号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(資産再評価法の一部改正)
第十五条 資産再評価法(昭和二十五年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第九十八條第一項中「財産目録」を「会計帳簿又は財産目録」に改め、「第二百八十五條ノ三」を削り、同条第二項中「第三十四條第二項」を「第三十四條」に改め、「第二百八十五條ノ三」を削る。

(外資に関する法律の一部改正)
第十六条 外資に関する法律(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「配当金」の下に「及び商法明治三十二年法律第四十八号第二百九十三條ノ五第一項の規定により分配する金銭」を加え、同項第七号中「明治三十二年法律第四十八号」を削る。

第八條第二項第四号ハ中「第三百七十九條第一項」を「第二百八十條ノ九ノ二第五項の規定により株主に交付される金銭、同法第二百九十三條ノ二第三項(同法第二百九十三條ノ三第三項において準用する場合を含む。)(若しくは同法第三百七十九條第一項に、「第三百七十九條第三項」を「第二百九十三條ノ四第二項、第三百七十九條第三項」に改める。

第十五條第七項及び第三十四條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第四十條中「第二百七十四條及び第二百七十五條(監査役の監査権限等)並びに」を削り、「第二百七十八條(監査役の責任)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十二條第一項から第三項まで(監査役の職務及び権限)」を加え、「同法第三十八條第一項」を「商法第三十八條第一項」に改める。

第四十四條第一項前段を次のように改める。

商法第三十四條第二号(固定資産の評価)、第二百八十一條(計算書類の作成)、第二百八十二條(計算書類の公示)、第二百八十三條第一項及び第三項(計算書類の承認及び公告)、第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)、第二百八十五條ノ二及び第二百八十五條ノ四から第二百八十五條ノ六まで(財産評価に関する特則)、第二百九十三條ノ六及び第二百九十三條ノ七(株主の帳簿閲覧権並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十三條(計算書類及び監査報告書の提出期限)の規定は、組合の計算に準用する。

第四十四條第一項後段中「第二百八十一條第

五号」を「第二百八十一條第一項第一号中『貸借対照表』とあるのは『財産目録及び貸借対照表』と、同項第四号」に改める。

第四十八條第一項中「船主相互保険組合法第四十五條第一項第四号」との下に「同法第四百二十條第一項及び第五項中『貸借対照表及事務報告書』とあるのは『財産目録、貸借対照表及び事務報告書』」を加え、同条第二項中「第二百七十四條及び第二百七十五條(監査役の監査権限等)」を削り、「第二百八十二條から第二百八十四條まで(計算書類の作成等)並びに第二百九十三條ノ五から第二百九十三條ノ七まで(計算書類附屬明細書の備置、公示等)」を「第二百八十三條第三項(計算書類の公告)、第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)、第二百九十三條ノ六及び第二百九十三條ノ七(株主の帳簿閲覧権並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第一項から第三項まで(監査役の職務及び権限)」に改める。

第六十條第十号中「又は第四十八條第二項」を削り、「若しくは第二百九十三條ノ五第一項」を「又は第四十八條第一項において準用する商法第四百二十條第三項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第一項又は」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項、」に改め、「若しくは第四十八條第二項」及び「第二百九十三條ノ五第三項」を削り、「第二百九十三條ノ六第一項」の下に「第四十八條第一項において準用する商法第四百二十條第四項又は第四十八條第二項において準用する商法第二百九十三條ノ六第一項」を加え、同条第十三号中「若しくは第四十八條第二項において準用する商法第二百九十三條ノ五第二項の規定に違反して、」を「において準用する商法第二百八十一條第一項又は第四十八條第一項において準用する商法第四百二十條第一項」に改める。

(船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置)
第十八條 前条の規定による船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第三條の規定の例による。

(商品取引所法の一部改正)
第十九條 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第七十六條前段を次のように改める。

商法第三十四條第二号、第二百八十二條、第二百八十三條第一項及び第三項、第二百八十四條、第二百八十五條ノ二、第二百八十五條ノ四から第二百八十五條ノ六まで並びに第二百八十七條ノ二(会社の計算)の規定は、取引所の計算について準用する。

第七十六條後段中「前条二掲グル書類」を「第二百八十一條第一項ノ書類」に、「第二号乃至第五号」を「第一項各号」に改める。

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号

商法の一部を改正する法律案外二案

(旧株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部改正)

第二十條 旧株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律(昭和二十六年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「資本準備金とみなして、同条第二項及び第三項の規定を適用する」を「資本準備金とみなす」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第二十一條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第六項中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第二十八條中「第四百二十八条」の下に「監査役に係る部分を除く。」を加える。

第三十九條中「並びに商法を」と「商法」に、

「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、

「第二百七十二條(株主の差止請求権)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)」

第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)を加え、「第

二百七十四條(報告を求め調査をする権限)及び「を削り、」第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條

第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を加え、「第二百六十條ノ三まで(取締役会)」を「第二百六十條ノ二まで(第二百五十九

條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)(取締役会)及び第二百五十九條ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録)」に改める。

第四十九條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第五十二條第三項中「第三百八十條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第六十四條中「第四百七十七條から」の下に「第四百七十九條まで、第四百八十一條から」を加え、「及び第四百八十七條」を「及び第四百八十七條」に、「第四百八十二條」を「及び第四百八十二條」に、「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一條ノ二まで(取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表)」を「第二百六十條ノ二まで(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)(取締役会)、第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録)、第二百六十一條(代表取締役)に改め、」第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を、「この場合において」の下に「第三十七條第一項中「業務報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加え、」第六十四條において適用する」を「第六十四條ニ於テ準用スル」に改める。

第九十一條第五項中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第九項中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十項中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(森林法の一部改正)

第二十二條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九號)の一部を次のように改正する。

第二百二十二條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第二百二十五條第三項中「第三百八十條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第三百三十八條第七項中「規定」の下に「これ

らの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

(会社更生法の一部改正)

第二十三條 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二號)の一部を次のように改正する。

第五十二條第一項中「又は利益若しくは利息の配当」を「利益若しくは利息の配当又は商法第二百九十三條ノ五第一項の金銭の分配」に改める。

第二百七十八條第二項及び第二百八十二條第一項中「第二百八十五條ノ二」を「第三十四條第二号、第二百八十五條ノ二及び第二百八十五條ノ四」に改める。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第二十四條 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「又ハ取締役」、「理事又ハ監事」及び「取締役」とあるのは「理事又ハ監事」とを削る。

第三十三條中「第二百五十九條ノ三まで」の下に「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

第三十九條中「又ハ取締役」とあるのは、「理事又ハ監事」とを削る。

第五十七條第一項中「又ハ取締役」とあるのは、「理事又ハ監事」と、及び「同法第二百四十九條第一項但書中「取締役」とあるのは「理事又ハ監事」とを削る。

第五十八條第一項中「第四百七十七條から」の下に「第四百七十九條まで、第四百八十一條から」を加え、「及び第四百八十九條」を「及び第四百八十九條」に、「及び第四百九十一條並びに」を「並びに第四百九十一條」に改め、「第二百五十九條

ノ三まで」の下に「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」に改め、「同法第四百二十條中「貸借対照表」とあるのは「収支計算書」とを削り、同条第二項後段を削る。

第一百零六條第六号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改める。

(塩業組合法の一部改正)

第二十五條 塩業組合法(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第七項中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第三十一條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第四十五條中「並びに商法第二百五十四條ノ二」を「商法第二百五十四條ノ二」に、「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十二條(株主の差止請求権)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)」第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)を加え、「並びに商法第二百七十四條(報告を求め調査をする権限)及び「を削り、」第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録)」に改める。

第五十七條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第五十七條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第五十九条第三項中「第三百八十条」の下に「監査役に係る部分を除く。」を加える。

第七十条中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條を加え、並びに商法」を、「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。」を加え、「第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで」(取締役会の議事録及び会社代表)を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録、第二百六十一條(代表取締役)に改め、第二百七十四條第一項(報告を求める権限)を削り、第二百八十四條(取締役及び監査役等の責任の解除)の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項(報告を求める権限)並びに第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)を、「この場合において」の「下」に、第四十二條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加える。

第八十条第六号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(商工會議所法の一部改正)
第二十六條 商工會議所法(昭和二十八年法律第百四十三號)の一部を次のように改正する。

第二十四條第八項中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第三十一條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第五十條、第五十三條、第六十七條第三項、第七十三條第五項、第七十四條第五項及び第七

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号

十六條第四項中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

(労働金庫法の一部改正)
第二十七條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七號)の一部を次のように改正する。

第二十四條第七項中「第二百四十七條及び第二十八條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第四十二條中「並びに商法」を、「商法」に、「第二百六十條ノ一から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十二條(株主の差止請求権)の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第

一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)を加え、第二百七十四條(報告を求める調査をする権限)及び「第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求める調査をする権限)を加え、第二百六十條ノ三まで」を「第二百六十條ノ二まで」(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。及び第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。))に改める。

第五十七條第三項中「第二百四十九條」を「監査役に係る部分及び第二百四十九條」に改める。

第六十八條中「第四百十七條から」の下に「第四百十九條まで、第四百二十一條から」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「第四百六十六條」を「及び第四百六十六條」に、「並びに商法」を、「商法」に、「第二百六十一條ノ二まで」(取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表)を「第二百六十條ノ二まで」(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)(取締役会、第二百六十

商法の一部を改正する法律案外二案

条ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録、第二百六十一條(代表取締役)に改め、「第二百八十四條(取締役及び監査役等の責任の解除)の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)を、「この場合において」の下に「第三十九條第一項中「業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」とを加える。

第一百零五條第五号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(内航海運組合法の一部改正)
第二十八條 内航海運組合法(昭和三十二年法律第百六十二號)の一部を次のように改正する。

第三十條中「商法明治三十二年法律第四十八號」を「並びに商法明治三十二年法律第四十八號」に改め、「の規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第四十一條中「並びに商法」を、「商法」に、「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十二條」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第

一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)を加え、第二百七十四條(報告を求める調査をする権限)及び「第二百八十條(取締役と監査役との連帯責任)の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求める調査をする権限)を加え、第二百六十條ノ三まで」を「第二百六十條ノ二まで」(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。及び第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。))に改める。

第五十條中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第五十五條中「第四百十七條から」の下に「第四百十九條まで、第四百二十一條から」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三」に、「第三十四條」を「第三十四條」に、「並びに商法」を、「商法」に、「第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで」を「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。、第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。、第二百六十一條」に改め、「及び第二百八十四條」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項を、「この場合には」の下に「第三十八條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加え、「と、商法を」と、同法に改める。

第七十四條第七号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十一号及び第十二号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十三号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(環境衛生関係營業の適正化に関する法律の一部改正)
第二十九條 環境衛生関係營業の適正化に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四號)の一部を次のように改正する。

第二十三條第六項中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第二十七條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第三十九條中「並びに商法第二百五十四條ノ

商法の一部を改正する法律案外二案

（取締役及び監査役の責任の解除）の下に「並びに株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する

第三十二条 旧防災建築街区造成法（昭和三十六

百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第四百二十七條」を、並びに第四百二十七條に、「及

十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十
二條（株主の差止請求権）」の下に「並びに株式

会社の監査等に関する商法の特例に関する法律
(昭和四十八年法律第 号) 第二十四條第一

項及び第二項(会社と取締役との間の訴えにつ
いての会社代表)を加え、並びに商法第二百
七十四條(報告を求め調査をする権限)及び「
商法に改め、第二百七十八條(取締役と監
査役との連帯責任)の下に「並びに株式会社の
監査等に関する商法の特例に関する法律第二十
二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする
権限)」を、「第二百五十九條ノ三まで」の下に
「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三
中監査役に係る部分を除く。」を加え、「第二
百六十條ノ三(取締役会の議事録)を、第二百
六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締
役会の議事録)に改める。

第六十五條中「規定」の下に「これらの規定中
監査役に係る部分を除く。」を加える。
第六十七條第三項中「第三百八十八條」の下に
「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第七十八條中「第四百十八條」の下に「第
四百十九條、第四百二十一條を加え、及び第
四百二十七條を、並びに第四百二十七條に、
及び第四百三十八條ノ三を、並びに第四百三
十八條ノ三に、並びに商法を、商法に改め、
第二百五十九條ノ三まで」の下に「第二百五
十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役
に係る部分を除く。」を加え、「第二百六十
條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締
役会の議事録及び会社代表)を、第二百六十
條ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締
役会の議事録)、第二百六十一條(代表取締
役)に改め、「第二百八十四條
(取締役及び監査役の責任の解除)の下に、
並びに株式会社の監査等に関する商法の特例
に関する法律第二十四條第一項及び第二項(会
社と取締役との間の訴えについての会社代表)を、
この場合において」の下に、第五十三條第一
項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損
益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」
とある

のは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と
を加える。

第九十三條第六号中「第二百六十條ノ三」を
「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十一号中
「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監
査等に関する商法の特例に関する法律第二十
二條第二項」に改め、同条第十二号中「商法第
二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等
に関する商法の特例に関する法律第二十二條第
三項」に改める。

(商業登記法の一部改正)
第三十六條 商業登記法(昭和三十八年法律第
百二十五号)の一部を次のように改正する。
第八十六條中「次条第二号」を「第八十七條
第二号」に改める。
第九十一條の次に次の一條を加える。

(職権による解散の登記)
第九十一條の二 商法第四百六條ノ三第一項の
規定による解散の登記は、登記官が、職権で
しなければならない。

2 登記官は、前項の登記をしたときは、遅滞
なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知
しなければならない。

3 前項の通知を受けたときは、登記官は、遅
滞なく、解散の登記をしなければならない。
(真珠養殖等調整暫定措置法の一部改正)
第三十七條 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四
十四年法律第九十六号)の一部を次のように改
正する。

第三十四條第六項中「の規定」の下に「これら
の規定中監査役に係る部分を除く。」を加え
る。

第五十五條中「並びに商法第二百五十四條ノ
二」を「商法第二百五十四條ノ二に、第二百
六十一條から第二百六十二條まで」を「第
二百六十一條、第二百六十二條に改め、第二百
七十二條(株主の差止請求権)の下に「並びに
株式会社の監査等に関する商法の特例に関する
法律の一部を改正する法律案外二案

法律(昭和四十八年法律第 号) 第二十四
條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴
えについての会社代表)を加え、並びに商法
第二百七十四條(報告を求め調査をする権限)及
び「商法」に改め、「第二百七十八條(取締
役と監査役との連帯責任)の下に「並びに株
式会社の監査等に関する商法の特例に関する法
律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調
査をする権限)」を加え、「同法第二百三十九條
第五項」を「商法第二百三十九條第五項」に改
め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「(第
二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監
査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百
六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役
に係る部分を除く。)」に改める。

第六十四條中「規定」の下に「これらの規定中
監査役に係る部分を除く。」を加える。
第七十三條中「第四百十八條」の下に「第
四百十九條、第四百二十一條を加え、及び第
四百二十七條を、並びに第四百二十七條に、
及び第四百三十八條ノ三を、並びに第四百三
十八條ノ三に、並びに商法を、商法」に改め、
第二百五十九條ノ三まで」の下に「第二百五
十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役
に係る部分を除く。」を加え、「第二百六十
條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締
役会の議事録及び会社代表)を、第二百六十
條ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締
役会の議事録)、第二百六十一條(代表取締
役)に改め、「第二百八十四條
(取締役及び監査役の責任の解除)の下に、
並びに株式会社の監査等に関する商法の特例
に関する法律第二十四條第一項及び第二項(会
社と取締役との間の訴えについての会社代表)を、
この場合において」の下に、第五十三條第一
項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損
益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」
とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対
照表」と、商法第二百五十八條第二項に改める。

第二百六十五條第五号中「第二百六十條ノ三」を
「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十号中「商
法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査
等に関する商法の特例に関する法律第二十二條
第二項」に改め、同条第十一号中「商法第二
百七十四條第二項」を「株式会社の監査等
に関する商法の特例に関する法律第二十二條第
三項」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)
第三十八條 この法律の施行前にした行為及び商
法の一部を改正する法律附則の規定の例により
従前の例によることとされる事項に係るこの法
律の施行後にした行為に対する罰則の適用につ
いては、なお従前の例による。

附 則
この法律は、昭和四十九年一月一日から施行す
る。ただし、第一條、第六條中商法中改正法律施
行法第五條の改正規定、第十六條中外資に関する
法律第八條第二項第四号への改正規定、第三十
條、第三十一條及び第三十六條の規定は、公布の
日から施行する。

理 由
商法の一部を改正する法律等の施行に伴い、非訟
事件手続法その他の関係法律の規定を整理し、所
要の経過措置を定める等の必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めま
す。法務委員長中垣國男君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕
○中垣國男君 たいま議題となりました三法律
案について、法務委員会における審査の経過並び
に結果を御報告申し上げます。

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号

商法の一部を改正する法律案外二案 雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

まず、商法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、株式会社の運営の適正及び安定をはかり、資金調達の方法に改善を加える等のため、早急に改正を必要とする事項について改正を行なうとするもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一は、監査役は、会計監査のほか業務監査をも行なうものとし、このために必要な取締役会出席権、取締役の違法行為の差止請求権等の権限を認めること。

第二は、定款をもって、取締役の選任につき累積投票の請求を完全に排除すること。

第三は、新株の発行にあたっては、法定準備金を資本に組み入れ、株主に対して発行価額の一部の払い込みを要しない株式を発行することを認め、また、転換社債の発行については、原則として取締役会の決議によつてすることができると。

第四は、営業年度を一年とする株式会社について、いわゆる中間配当の道を開くこと。

第五は、すでに営業を廃止しているいわゆる休眠会社を整理する方途を講ずること。

第六は、株式会社を含むすべての商人について、財産目録を廃し、損益計算書の作成を義務づける等商業帳簿の体系及び財産の評価に関する規定を整備すること。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、株式会社の実情にかんがみ、特に大規模の株式会社及び中小規模の株式会社の監査制度について、それぞれ、改正後の商法の特例を設けようとするものであり、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一は、資本金五億円以上の株式会社は、計算書類について、定時総会前に公認会計士または監査法人の監査を受けること。

第二は、資本金一億円以下の株式会社においては、監査役は会計監査のみを行なうものとし、監査報告書の記載事項は特に法定しない等の措置を講ずること。

最後に、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について申し上げます。

本案は、商法の一部を改正する法律等の施行に伴い、非訟事件手続法ほか三十二の関連する諸法律について、改正を要するものの整理等を一括して行なうとするものであります。

当委員会においては、四月六日三法律案の提案理由の説明を聴取した後、学識経験者等参考人の意見を聞き、大蔵委員会、商工委員会との連合審査会を開催するなど、慎重かつ熱心な審査を行ないました。

かくて、本日質疑を終了したところ、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案に対し、大竹太郎君外一名から、適用期日の一部延期等を含む修正案が提出されました。

次いで、三案及び修正案を一括して討論に付した後、採決を行ないましたところ、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案は多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決し、また、商法の一部を改正する法律案、及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、以上三法案に対し、附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案に対する修正案(委員会修正)
株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第二項第三号を次のように改める。

三 監査法人でその社員のうちに第一号又は前号に掲げる者があるもの
第五條第二項を削る。

附則第二項中「適用を受ける株式会社」の下に「(以下「証券取引法適用会社」という。)」を加え、「その他の株式会社で」を「証券取引法適用会社でない株式会社のうち」に改め、「以外のもの」の下に「で資本の額が十億円以上のものを」、「銀行等」の下に「で資本の額が十億円以上のものを」を加え、「終結の時までは」を「終結の時まで、証券取引法適用会社でない株式会社で資本の額が十億円未満のものについては、別に法律で定める日前及び同日以後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは」に改める。

○議長(前尾繁三郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案中、商法の一部を改正する法律案、及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の委員長の報告はいずれも可決、他の一案の委員長の報告は修正でありました。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よつて、三案とも委員長報告のとおり決しました。

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○中山正暉君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十八年三月十四日
内閣総理大臣 田中 角榮

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律

(雇用対策法の一部改正)

第一条 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「中高年齢者等の雇用の促進(第十九条・第二十條)」を「中高年齢者等の雇用の安定(第十九条・第二十條の四)」に改める。

第三条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 高年齢者の職業の安定を図るため、定年の引上げの円滑な実施を促進するため必要な施策を充実にすること。

第六章の章名中「雇用の促進」を「職業の安定」に改める。

第十九条の見出しを「(雇用手率)」に改め、同条第二項を削る。

第六章中第二十條の次に次の三條を加える。

(資料の提供等)

第二十條の二 国は、事業主その他の関係者に對して、中高年齢者又は身体に障害のある者の雇用の促進し、又は定年の引上げを促進するため、資料の提供その他の援助を行なうよう努めなければならない。

(再就職援助計画の作成等)

第十九条に次の一項を加える。

最近における雇用の動向にかんがみ、定年の引上げの円滑な実施及び定年に達する労働者の再就職の促進に資するため所要の措置を講ずるとともに、心身障害者の雇用の促進等に資するため雇用に、心身障害者の業務を補充し、もつて高年齢者、心身障害者等に関する雇用対策の充実を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔塩谷〕夫君登壇

○塩谷一夫君　ただいま議題となりました雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における雇用の動向にかんがみ、
 高年齢者、心身障害者等に関する雇用対策の充実
 をはからうとするものでありまして、そのおもな
 内容は、

等であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔参照〕

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、第二十條の三の改正規定中「労働省令で定める年齢未満の年齢を定年としている

事業所の事業主に対して」を「労働省令で定めるところにより」に改め、「認めるときは」の下に、「当該労働者を雇用する事業主に対して」を加える。

第一条のうち、第二十條の次に三條を加える改正規定の次に次のように加える。

第二十一条第一項中「労働省令で定めるところにより」を「雇入れに係るものにあつては労働省令で定めるところにより、離職に係るものにあつては当該雇用量の變動の前に労働省令で定めるところにより」に改め、同条第二項中「政令で定めるところにより」に改め、同条第二項中「政令で定めるところにより」に改め、

第二條のうち、第十九條に二項を加ふる改正規定中「工業再配置促進法昭和四十七年法律第七十三号）第二條第一項に規定する移転促進地域から同條第二項に規定する誘導地域への工場の移転に伴い住居を移転するためにを」住居の移転を余儀なくされたこと等に伴い職業の安定を図るために」に改める。

附則中「公布の日から施行する。」の下に「ただし、第一条中雇用対策法第二十一条の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。」を加え、附則を附則第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

2 この法律による改正後の雇用対策法第二十一条の規定（離職に係る雇用量の變動に関する部分に限る。）は、同条に規定する雇用量の變動であつて、当該雇用量の變動に係る離職の全部がこの法律の施行（前項ただし書の規定による施行をいう。以下同じ。）の日以後であるものについて適用し、当該雇用量の變動に係る離職の全部又は一部が同日前であるものについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる雇用量の變動についての届出に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○議長（前尾繁三郎君）採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号 中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議案

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議案(橋本登美三郎君外二十八名提出)

○中山正暉君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、橋本登美三郎君外二十八名提出、中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議案は、提出者の要求のとおり委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議案を議題といたします。

中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議案

右の議案を提出する。

昭和四十八年七月三日

提出者

橋本登美三郎 中川 一郎

小淵 恵三 加藤 六月

増岡 博之 安倍晋太郎

山村新治郎 大村 襄治

森下 元晴 竹下 登

渡海元三郎 田澤 吉郎

毛利 松平 石井 一

江藤 隆美 小此木彦三郎

小沢 一郎 越智 伊平

奥田 敬和 稲 兼次郎

平林 剛 角屋堅次郎

田邊 誠 伏木 和雄
広沢 直樹 小濱 新次
山田 太郎 塚本 三郎
玉置 一徳
賛成者
足立 篤郎外三百八十四名

中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議案

本院は、わが国が唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。

今回の中国の核実験は死の灰をもたらし、大気及び海洋を汚染し、地球の自然環境を著しく破壊するものとして嚴重に抗議する。さらに、予定されているフランスの太平洋上における核実験に反対する。

政府は、本院の主旨をたいし、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、使用にも反対することにも、中国、フランス両国政府に対し、直ちに適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

○議長(前尾繁三郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。小淵恵三君。

「小淵恵三君登壇」

○小淵恵三君 ただいま上程されました自由民主党、日本社会党、公明党、民社党共同提案の、中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議案につき、提案者を代表して、その趣旨を説明し、全員の御賛同を仰ぎたいと存じます。

(拍手)

初めに、案文を朗読いたします。

中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議案

本院は、わが国が唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。

今回の中国の核実験は死の灰をもたらし、大気及び海洋を汚染し、地球の自然環境を著しく

破壊するものとして嚴重に抗議する。さらに、予定されているフランスの太平洋上における核実験に反対する。

政府は、本院の主旨をたいし、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、使用にも反対することにも、中国、フランス両国政府に対し、直ちに適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

以上であります。

続いて、提案の趣旨を申し述べます。

本院は、すでに数回にわたり、核実験の絶滅を目ざす日本国民の悲願を強く表明してまいりました。

しかるに、今回、中国の核実験が強行され、また、近くフランスが太平洋上において核実験を行なおうとしていることは、全人類の悲願を裏切るものであり、われわれの断じて容認できないところであります。(拍手)

わが国は唯一の被爆国として悲惨な被害を受けた経験を持ち、全国民が核兵器の地上からの絶滅と、武力によらぬ恒久平和の実現を心から願っているものであります。

過般の中国の核実験によって、ただいまのニュース報道でも明らかなく、わが国の各地におそろしい死の灰が降り注ぎ、国民に甚大な精神的不安と生活上の被害を与えつつあります。

また、この核実験による大気や海洋の汚染は、地球の自然環境を破壊し、ひいては人類全体の生存をも脅かすものであって、日本国民のみならず、その政治、社会体制のいかに問わらず、世界のあらゆる国々の国民の幸福を根底からゆり動かすものといわなければなりません。(拍手)

われわれは、以上の趣旨から、中国の核実験に抗議するとともに、フランスの行なわんとする核実験に反対する決議を提出したのであります。

が、日本共産党は、あらゆる国の核実験に反対する日本全国民の願望にもかかわらず、従来から帝

国主義国が核戦争、核脅威の政策を推進してきたため、社会主義国は自国の安全を守るために核実験を余儀なくされてきたとの立場をとり、また、社会主義国は侵略的な行動、意図はとらないとの前提に立って、社会主義国の核実験に対してはこれを容認するかのとき態度をとっていることは、まことに不可解なことといわなければなりません。(拍手)

さらに、共産党は、先般公明党から提案されたフランスの核実験反対の決議案に率先賛成の意を表しながら、このたびの中国の核実験反対決議案に言を左右して賛成せぬ態度こそ、まことに不可解といわざるを得ないのであります。(拍手)

また、共産党は、みずから今回核兵器全面禁止の決議案を提出いたしておりますが、全面禁止を主張するものが、個々の国々の実験に反対せずして、一体何で核兵器の全面禁止が主張できるのでありましょか。(拍手)まさにこの態度こそは、論理に一貫性なく、身がたてな、理解に苦しむ行為と糾弾せざるを得ないのであります。(拍手)

われわれは、核実験による甚大な影響と被害が、ひとしく地球上の全人類に及ぶことを認識し、すべての国の核実験に反対するものであります。そして最終的には、核兵器の製造、貯蔵、使用をも禁止し、地球上から核兵器を絶滅することこそ、真の恒久平和への道であることを確信するものであります。(拍手)

中国及びフランスに対しては、政府においてすでに外交ルートを通じ、わが国の強硬な抗議、反対の態度を通告されておりますが、さらにわが国の態度を世界各国に重ねて表明し、日本国民のみならず、人類の悲願に逆行する核実験が行なわれることのないよう、最善の努力を尽くすべきであると考えるのであります。(拍手)

本決議案に対し、全員の御賛同あらんことを重ねてお願い申し上げます。(拍手)

本決議案に反対する決議案

破壊するものとして嚴重に抗議する。さらに、予定されているフランスの太平洋上における核実験に反対する。

政府は、本院の主旨をたいし、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、使用にも反対することにも、中国、フランス両国政府に対し、直ちに適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

以上であります。

続いて、提案の趣旨を申し述べます。

本院は、すでに数回にわたり、核実験の絶滅を目ざす日本国民の悲願を強く表明してまいりました。

しかるに、今回、中国の核実験が強行され、また、近くフランスが太平洋上において核実験を行なおうとしていることは、全人類の悲願を裏切るものであり、われわれの断じて容認できないところであります。(拍手)

わが国は唯一の被爆国として悲惨な被害を受けた経験を持ち、全国民が核兵器の地上からの絶滅と、武力によらぬ恒久平和の実現を心から願っているものであります。

過般の中国の核実験によって、ただいまのニュース報道でも明らかなく、わが国の各地におそろしい死の灰が降り注ぎ、国民に甚大な精神的不安と生活上の被害を与えつつあります。

また、この核実験による大気や海洋の汚染は、地球の自然環境を破壊し、ひいては人類全体の生存をも脅かすものであって、日本国民のみならず、その政治、社会体制のいかに問わらず、世界のあらゆる国々の国民の幸福を根底からゆり動かすものといわなければなりません。(拍手)

われわれは、以上の趣旨から、中国の核実験に抗議するとともに、フランスの行なわんとする核実験に反対する決議を提出したのであります。

○議長(前尾繁三郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。金子満広君。

〔金子満広君登壇〕

○金子満広君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、自由民主党など四党提案の、中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議案に、遺憾ながら賛成できない理由を述べるとともに、われわれが核兵器の全面禁止の決議案を提案してきたことについて、その理由を明らかにしたいと思います。(拍手)

そもそも、天下周知のように、わが国は、広島、長崎、そしてビキニと、三たび原水爆の被害を受けた世界でただ一つの国民であります。

〔発言する者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 静粛に願います。

○金子満広君(続) だからこそ、わが党をはじめ日本国民は、こうした中から、核戦争の阻止、核兵器の完全禁止を一貫して内外に強く呼びかけてきたのであります。

しかるに、戦後二十八年……

〔発言する者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 静粛に願います。

○金子満広君(続) 今日なお核兵器の禁止は実現せず、核戦争の準備、核兵器の開発、核軍拡競争が続けられ、核実験も行なわれております。

もとより、われわれは、フランスや中国の核実験に賛成するものではありません。これが大気を汚染することも明らかであります。いま、一部に、日本共産党が、社会主義国の核実験に対して、これを支持しているなどと言っている者があります。これは全く誤解に基づくものであります。

〔発言する者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 静粛に願います。

○金子満広君(続) 問題は、今回、国会が核兵器問題を取り上げるに際して、核戦争準備、核軍拡競争の起動力であるアメリカの核政策に一言も言及しないで、それによって引き起こされた核兵器

開発競争の過程で起きた個々の核実験についてだけ抗議することは妥当でないということにあります。(拍手)

この見地から、われわれは、一切の核実験を含む核兵器開発競争そのものを根絶する唯一の現実的な道として、核兵器全面禁止協定締結の決議案を提案してきたのであります。われわれのこの決議案は、若干の国の核実験だけに向けられたものでなく、すべての核保有国に対し、核兵器の使用、実験、製造、貯蔵を全面的に禁止することを要求した、はるかに包括的で、かつ、抜本的なものであります。これこそ、国民の要望に最も正しくこたえるものと確信をいたしております。

〔拍手〕

われわれは、この提案が議院運営委員会为本日の本会議に提案がきめられなかったことは、きわめて遺憾であるといわざるを得ません。同時に、決議案件については、各会派の一致に基づいて提案するという委員会運営の慣例を踏みにじり、このような形で四党提案が本会議に上程されたことは、議会制民主主義に反するものであり、われわれはこれに強く反対するものであります。

〔発言する者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 静粛に願います。

○金子満広君(続) 今日、世界における核兵器の現状を冷静かつ全面的に見るならば、いまこそわれわれは、核兵器の実験のみならず、核兵器の製造、貯蔵、使用のすべてを全面的に禁止するための国際協定を締結させることが何よりも緊急であると考へます。この協定は、核保有国にやる気があればすぐできることであります。こうしてこそ、核保有国によって繰り返されている大気中もしくは地下での核実験の問題も含め、核兵器の開発競争に真に終止符を打つことができるのであります。(拍手)

問題は、この協定の締結を社会主義国が提案してきたのに対し、アメリカが拒否し続け、核兵器開発競争の根源となっているという事実でありま

す。現にアメリカは、世界各地に核ミサイル網を張りめぐらし、今年すでに七回の地下核実験を行ない、新型核兵器の開発に狂奔しています。また、クレメンツ米国防次官は、この一月、ベトナムと平協定交渉が決裂したら、北ベトナムに対する核兵器の使用も否定できないとまで公言しております。

このように、アメリカ帝国主義が核戦争準備、核軍拡競争の起動力であることが、事実によって明白に示されているのであります。

この事実を不問に付し、今回の実験だけを国会が非難決議することは、問題の根本的解決策ではありません。(拍手)核兵器の全面禁止を国会で決議し、これをすべての核保有国に要求すべきであり、これが核問題の根本的な解決策であるというのが日本共産党・革新共同の確固とした立場であります。(拍手)

これが、繰り返される核実験を一刻も早くやめさせる上でも、最も確実で現実的な道であります。(拍手)

〔拍手〕

しかるに、日本政府は、かつて、核兵器使用禁止協定が国連政治委員会の問題になったとき、これに対して態度を明確にせず、アメリカとともに棄権したのであります。(拍手)

また、国会においても、これまで、日本は核を持たないということを国会で宣言しようという提案がなされましたが、これに対しても、自民党は賛成せず、いまだに実現していません。(拍手)私は、最後に、日本共産党・革新共同の名において、平和を願ひ、核戦争阻止、核兵器の全面禁止を求める広範な国民とともに、思想、信条の相違を乗り越え、今後とも引き続き一貫して核兵器全面禁止協定締結のために奮闘することをここに表明して、討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 浜田幸一君。

〔浜田幸一君登壇〕

○浜田幸一君 私は、自由民主党を代表して、ただいま提案されました、中国の核実験に抗議し、

フランスの核実験に反対する決議案に対し、賛成の意を表明し、以下、その理由を述べ、討論を試みんとするものであります。(拍手)

討論に先立って、特にこの際申し上げておきたいのであります。本決議案の取り扱いについて、社会党、公明党、共産党・革新共同より、長年の慣例を尊重して、全会一致の原則を守れとの主張がなされましたが、事の重要性にかんがみ、この決議案の取り扱いについては、慣例にこだわらず、多数決をもってこれを行なうことにいたしましたのであります。国会の意思を国民の前に明らかにすることが必要であると考へた場合、われわれは、このような措置をとる以外に方法がありません。全会一致の慣例は自社二大政党対立時代に生まれたもので、多党化時代を迎えた今日もなおこれにこだわれれば、ごく一部の反対のために大多数の意思の表明ができないことになり、このことは拒否権にも通じ、少数支配の言論封殺にも通じます。(拍手)現実には死の灰が降っているときに、慣例に縛られ、座して黙視することは、許されないことでもあります。私も、このような原則にのっとり今回の決議案の取り扱いをいたしたのでありますので、御了承を受けておきたいと存じます。

つい先日行なわれた米ソ首脳による一週間にわたる会談は、将来に核戦争の危機を予測して、何としても核戦争を阻止しようとすることは、いまや人類の悲願であり、特に、世界唯一の原爆被災国民としておびえる日本国民にも、ニクソン・ブレジネフ会談が一筋の光明にも思えたやきき、事もあるに、日本が再びアジアに戦争の惨禍を招くことのないようにと、体制を同じくする中華民国台湾との長年の友誼をも犠牲にして、大局的見地から昨年国交を正常化した中華人民共和国において、あたかも米ソの話し合いの成果をせせら笑うかのごとく、一九六四年の第一回実験より数えて十四回目の核実験が、世界の目を盗んで隠密裏に実行されたことは、まことに残念しごくの

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号

中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議案

一一一〇

行為と断定せざるを得ないところであります。
(拍手)

各国に先がけてインド政府の探知するところとなり、その放送によって世界の平和を愛する人々に鮮烈な印象を与え、私ども日本人にも、つい先ごろ、廖承志氏を団長とする友好使節団を迎えただけに、あのこぼれるようなほほえみと、この陰惨な核実験を世界の世論を無視して行なった中華人民共和国のもう一つの顔は、どうしても一致せず、いままさらながら、二つの顔を持つ共産主義体制の実体をますますと見せつけられる思いで、はだにあわを生ずる思いであります。(拍手)

わが日本政府も、北京駐在大使を通じて直ちに抗議を申し入れたことは、日本国民の真意を伝える、まことに特宜を得た適切な処置として、御同慶の至りでございますが、私どもが感じたもう一つの驚きは、中華人民共和国が、世界の外交慣例をもとめず、その抗議を拒絶という理不尽な態度で応じたことでもあります。

基本的に不可解なことは、建国間もない一九六四年第一回核実験当初より、工業能力が低いといわれながら、高度な技術と多大の電力を必要とする高性能核爆発による実験を行なったことでもあります。

御承知のとおり、いわゆるきたない原子爆弾はプルトニウム二三九によるものであり、これは原子炉を持つ国家であれば、簡単にこれをつくることができます。けれども、きれいな原子爆弾はウラン二三五によるものであり、ふしぎなことに、中華人民共和国では、第一回実験よりこのウラン二三五による実験を行ない、世界の専門家であつと言わせたのであります。

私は、この数々の実験を通じ、みずから核大国にはならないと宣言をした中国が、その真意をむき出しにして、核大中国社会帝国主義国家が誕生したのではないかと、アジアの将来を思うとき、また、世界の民衆のあすのしあわせを考えると、暗い気持ちにならざるを得ないのであります。

す。(発言する者多し)だまれ、共産党。

今回のこの決議案が、いささか核実験から日数が経過していることを、国民の皆さまはおかしいと思われるかもしれません。けれども、その責任は、自由民主党や社会党、公明党、民社党にあるのではなく、終始、その真の姿が陽光のもとに暴露されることをおそれた共産党にあるのであります。(拍手)

特にその理由を申し上げます。

フランスの核実験に対して反対することに同調をした日本共産党が、中国の核実験に対してはその必要はないとの詭弁を弄しているのであります。すなわち、社会主義国は侵略をしないから、その保有する核は危険ではないと主張するのであります。

皆さん、戦争には二つの戦争がある。一つは正義の戦争であり、もう一つは不正義の戦争であると言います。すべて、共産主義が拡大されていく戦争が正義の戦争であり、それを阻止する戦争が不正義の戦争であるとしていっているのであります。彼らの言う戦争反対とは、不正義の戦争、つまり自由主義を守るためにやむなく立ち上がる戦争に反対なのであり、共産主義拡大のための戦争には積極的に参加することなのであります。

そんなかつてない理論を私どもは言っているのではありません。私たちは、だれであれ、どの国であれ、すべての戦争に反対しているのです。

私も自由民主党は、フランスの核実験にも、次の世代と全世界のために憤りをもちて反対し、永久に戦争をしないと誓った二十数年前の厳粛な気持ちに立ち返り、全世界に向かって、この壇上より声高らかに、核実験による環境破壊と人類が滅亡する危険な火遊びに警告を発し、唯一の被爆国国会の権威をもって、この決議案に万感を込めて賛成の意を表して、討論を終わります。

(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 山口鶴男君。

「山口鶴男君登壇」

○山口鶴男君 第十五回中国核実験に伴う放射能を帯びた死の灰は、日本上空をおおっています。

去る七月一日の内閣放射能緊急対策本部の発表によれば、石川県衛生研究所が採取した雨水の中からは、一CC当たり六十六・七ピコキュリー、平常値の数十倍の高い放射能を検出したしました。

わが日本社会党は、わが国が唯一の被爆国であることに、かみかみ、一貫してあらゆる国の核実験に反対し、アメリカ、ソ連をはじめ、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、使用に反対してきただけであります。(拍手)

私は、ここに、日本社会党を代表し、過去におけるわが党の一貫した立場を踏まえ、中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議案に賛成の討論を行ないます。(拍手)

わが国民は、広島、長崎及びビキニの死の灰と、三たび原水爆の被害を受けた唯一の国民であります。わが党は、ビキニの死の灰による悲惨な悲劇の直後、いち早く核実験の即時停止を提唱し、全国民的な署名運動を展開するとともに、国民の共感を呼び、原水爆禁止運動を強力に推進してきたのであります。(拍手)すなわち、わが党は、非武装中立、戦争放棄、絶対平和の理念に基づき、平和憲法護持を掲げ、イデオロギーと国家間の問題を混同しないとの立場を堅持してきたのであります。(拍手)

この立場から、アメリカ、イギリス、フランスの核実験に強く抗議するとともに、ソ連、中国の核実験に対しても同様、強く抗議をしてきたのであります。(拍手)特にソ連、中国に対しては、党代表団を派遣した際において、社会主義国との友好、国交回復の願望を率直に表明するとともに、事核実験に際しては、いずれの国の核実験にも反対する立場から、わが党の主張を堂々と述べ、きびしい論戦を展開してきたことは、まさに歴史の示すところであります。(拍手)このことは、わが党が、全面戦争、全面核戦争が勃発した場合、全世界の人類は死滅し、地球の終わりを告げることになることは必至であり、現代政治家の任務は核戦争を防止することにあるとの認識に立っているからには、かならないのであります。(拍手)

きれいな放射能、きたない放射能の違いはありません。きれいな原水爆、きたない原水爆の区別もあり得ないのであります。(拍手)今回、フランスの核実験が予告され、衆議院議院運営委員会理事会で論議された際、日本共産党・革新共同は、フランスの核実験に反対する決議には賛成の意思表示をしたにもかかわらず、その後中国が核実験を行なった後、フランスの核実験に反対し、中国の核実験に抗議する決議案に対しては、賛成しがたい、反対であるとの態度を主張したことは、全く理解しがたい行為であります。(拍手)さらに、昭和三十七年、第四十回国会において、イギリス、アメリカ、ソ連の核実験反対決議に賛成した経過から見ても、その態度は支離滅裂といふべきであります。(拍手)

日本共産党・革新共同は、核兵器の使用、実験、製造、貯蔵の全面禁止協定の締結、当面、核兵器の全面使用禁止協定の締結が必要であると主張しています。わが党は、もちろん、これらの主張は率先して提唱してきたのであります。わが党提案の決議案文の中に同様趣旨を織り込んであることは、皆さまがよく御案内のとおりであります。

ところで、国連など国際会議において、核兵器の使用、実験、製造、貯蔵の禁止協定締結は、しばしば議題となつたにもかかわらず、残念ながら自民党政権はうしろ向きな態度をとり続けてきたのであります。今回、わが党と日本共産党・革新共同の主張を織り込んだ四党決議案が全会一致決議されるならば、自民党政権の国際会議での姿勢を正し、全国民の願望を実現する方向へ大きく前進できるはずであります。(拍手)この点を強調したにかかわらず、日本共産党・革新共同の理解が得られなかった点は、まことに遺憾といわなければなりません。(拍手)

死の灰は、わが国民の上に降りかかりつつあり

ます。わが国の国土、大気、周辺の海洋を汚染しつつあります。いずれの国の死の灰であらうと、高い放射能を持ち、いずれの国の核兵器も、平和の脅威となることは明らかであります。

わが党は、自民党と異なり、当初から、党の総力をあげて核兵器の製造、実験、貯蔵、使用に反対し、アメリカの沖縄、本土を核基地化しようとする野望に対しては、強く戦い抜いてきたのであります。(拍手)この点、自民党の今日までの姿勢と明確に異なっていることを強調しつつ、今回の決議案は、わが党の多年の主張が正しく生かされたものとして、強く賛意を表する次第であります。(拍手)

最後に、この際一言いたします。

本会議における決議案の取り扱い、決議の權威のためもあり、今日まで全会一致をもって扱うことになっていたのであります。このことは、長期間の積み重ねの結果による衆議院のよき慣例であることは言うまでもありません。わが党は、このよき慣例を守ることを主張したのであります。自民党は、三分の二以上、複数政党の賛成提案である場合は本会議の決議を行なうべきであると頑迷に主張し続けたのであります。わが党は、この自民党の主張には反対であり、よき慣例をあくまでも守り抜く決意であることを表明いたしておきます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 大久保直彦君。

「大久保直彦君登壇」

○大久保直彦君 ただいま議題となりました、中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議案に対し、私は、公明党を代表し、賛成討論を行なうものでございます。(拍手)

わが党は、核兵器に対し、そのすべての使用、製造、保有、実験の一切を否定すべきであるという主張を、一貫して今日まで叫び続けてまいりました。しかるに、過日、隣国の中国においての水爆の実験、さらには、南太平洋ムルロア環礁におきますフランスの核実験が行なわれんとする今

日、本院におきまして、このフランス及び中国に対する核実験に反対をし、すべての国々の核実験に反対する決議を行なうことは、大きな意義があると思ふのでございます。(拍手)政府はこの決議に基づき積極的な措置をすみやかに講ずることを、強く要請しておきたいと存じます。

フランスがみずからの国土から遠く離れたあのムルロア環礁におきまして三十回目の核実験を行なうというには、近くに位置いたしておりますニュージールランド並びにオーストラリア、南米のペルー、そしてカナダの国々が、国交断絶も辞さないという強い姿勢であつたフランスの核実験に反対しておることは、周知の事実でございます。

私も公明党が、このフランスの核実験に反対し、決議案を提出いたしましたのは、六月五日の日でございます。本日まで約一カ月間、私は、たいへんおそきに失したと思ひますが、本院においてこの決議が行なわれまことに、心から喜びを覚えるものでございます。(拍手)

現在、世界の自然破壊並びに大気、海洋の汚染は、ただ単に、その核実験を行なうとする国に限らず、全人類の存亡にかかつてきやうといはれております。

私は、このようなフランスの核実験に対し、あのWHOにおいても反対決議が採択をされ、国際司法裁判所においても提訴されたこのような問題を、世界唯一の被爆国であるわが日本の国こそは、世界に先がけて、まづ先にこのフランスの核実験に反対、抗議をする立場にあると強く確信をいたすものでございます。(拍手)

また、過日行なわれし隣国の中国の水爆実験におきましては、すでに梅雨前線に乗つて、わが日本の上空にその死の灰がいま到来しようといはれておるのでございます。

そして、この中国とフランスの核実験に反対抗議する本院決議案に対して、一部政党がこれに賛同をしないといふことは、私は、全くナンセンスであり、納得できないと断ぜざるを得ないのでござ

います。(拍手)

その反対の理由は、社会主義は本来侵略的ではなく、帝国主義云々といふことであるやうでございしますが、しかし、わが日本の上空にやってくる灰は、一々社会主義の灰であるとか資本主義の灰であるとか、札をぶら下げて飛んでくるのでありましようか。(拍手)

また、その反対する理由は、核禁止協定を結ば、一々これらの問題に抗議する必要はないといふことであるといふことでございますが、しかし、私たちの住居の近くで著しい騒音を発生している家があらうとしたら、この著しい騒音を言つておけば、一々発生する騒音には抗議する必要はないといふのでございまいましようか。(拍手)

私は、わが日本が世界唯一の被爆国として、そして全世界の恒久的平和を願う立場から、いかなる国の、そしていかなる考え方に基くすべての核実験にも、私たちはあつて反対をしなければならぬ立場にあると思ひのでございます。(拍手)このよき慣例、中国並びにフランス、そしてすべての核実験に対して、本院において決議いたしましたことは、現在の地球全体を汚染するいまわしい核をこの地球上から全く失われしめ、そして、われわれの自然を守るとともに、人類の生命を守り、ひいては国際緊張を緩和するという立場から、私は本決議案に心から賛成の意を表して、討論を終わるものでございます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 河村勝君。

「河村勝君登壇」

○河村勝君 私は、民社党を代表して、ただいま上程されました決議案に対し、賛成の討論を行ないます。(拍手)

わが国は、世界唯一の被爆国として、また、身をもつて核兵器の被害を体験した国民として、今日まで、あらゆる国の核実験に反対し、核兵器の絶滅を主張してまいりました。

今回、中国によって大気圏核実験が行なわれ、フランスもまた、国際司法裁判所の判決を無視し、国際世論にさらかつて、南太平洋ムルロア環礁において核実験を強行しようとしてゐることは、きわめて遺憾であります。

わが党は、すでに去る六月七日、フランス政府に対して抗議の申し入れを行ない、また同じく二十二日、中国政府に対して抗議の声明を伝達いたしました。しかしながら、すでに中国の核実験による放射能の灰は、日本の上空を汚染しつつあります。フランス政府は依然として実験強行の方針を変えず、ニュージールランド政府は、すでに、フリゲート艦に燃料を搭乗せしめて、実験海域において抗議行動に移らんとしております。事態はきわめて深刻であります。

いまや、核実験は、核兵器の惨害ゆえに停止されなければならぬといふだけでなく、大気圏核実験による大気と海洋の汚染が、世界的規模における人間環境の破壊に及ぼす影響が甚大であるがために、地球上の全人類の恐怖の対象となりつつあります。そのことには、いかなる理由に基づく、いかなる体制の国の実験であつても区別はありません。わが国は、他の多くの核非保有国とともに、新たな実験の阻止のために戦つていかなければなりません。

ドゴール時代から一貫するフランスの核実験肯定の論理というものは、独自の核防衛力を持つことによつて国際政治における力の均衡をもたらし、それによつて世界平和を維持するのだといふことであります。中国の場合もまた同様であつて、今回の核実験の直接の動機が、米ソ両国の核をバックにする力の支配に対する反発であらうことは、想像にかたくありません。

確かに米ソの平和共存は両国の核均衡による現状固定であつて、今回締結された核戦争防止協定においても、核兵器の廃棄はもとより、核兵器の不使用すらも触れるところはあります。そして両国は、依然として地下核実験を行なつておりま

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号 中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議案 朗読を省略した議長の報告

す。米ソが地下核実験を停止しない限り、問題の本質的な解決はないというほかはありません。われわれは、両国に対して、また強く反省を求めます。

しかしながら、中国とフランスの核実験が、核拡散を誘発して、今日すでに使用しない兵器に化しつつある核の脅威を再燃して、さらに人間環境の破壊を憂慮する状態をもたらすことを考えれば、われわれは、フランスと中国と両方に対して、世界平和と人類生存のために、この際、核兵器を持つことにかえて、核兵器の絶滅に向かって大転換することを要求するものであります。

わが国は、西ドイツとともに、核開発能力を持ちながら核兵器を保有しないという独自の立場を持つ国であります。この際、政府の核兵器廃棄、核実験停止への積極的な行動を要望することにも、わが党は全面的にそれに協力することを表明して、討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これにて討論は結局いたしました。

採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

この際、外務大臣から発言を求められております。これを許します。外務大臣大平正芳君。

〔国務大臣大平正芳君登壇〕

○国務大臣(大平正芳君) ただいまの御決議に對しまして、所信を申し述べます。

政府は、これまで、国のいかに問わず、またその理由のいかんを問わず、核実験は停止さるべきである旨強く主張いたしますとともに、核実験のありましたつど、実験国政府に對し嚴重抗議を続けてまいりました。

政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨を体し、核実験の停止、さらには核兵器の廃止の実現に向かって関係国の理解と実

行を促すより、今後一そう積極的な努力を払う所存でございます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後九時四分散会

出席国務大臣

法務大臣 田中伊三次君
外務大臣 大平 正芳君
労働大臣 加藤常太郎君
自治大臣 江崎 真澄君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る六月二十九日、本院は漁港審議会委員に上杉武雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る六月二十九日、本院は労働保険審査会委員に三浦義男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る六月二十九日、本院は運輸審議会委員に吉田善次郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る六月二十九日、本院は電波監理審議会委員に市原昌三郎君及び田中久兵衛君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る六月二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

生活関連物資の買占め及び売惜しみに對する緊急措置に関する法律

中小企業信用保険法の一部を改正する法律
国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に對する臨時措置に関する法律の一部を改正する

法律
開拓融資保証法の廃止に関する法律
通商産業省設置法の一部を改正する法律
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

内閣委員
佐藤 守良君
補欠 三塚 博君

大蔵委員

大蔵委員
塩谷 一夫君
補欠 國場 幸昌君

文教委員

文教委員
深谷 隆司君
補欠 野田 毅君

内閣委員

内閣委員
野田 毅君
補欠 深谷 隆司君

辞任

辞任
竹中 修一君
補欠 石原慎太郎君

外務委員

外務委員
石原慎太郎君
補欠 木村 俊夫君

辞任

辞任
加藤 紘一君
補欠 安部晋太郎君

補欠

補欠
木村 俊夫君
補欠 山田 久就君

建設委員
山田 久就君
補欠 木村 俊夫君

懲罰委員
松本 善明君
補欠 中島 武敏君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、昨二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

物価問題等に関する特別委員
荒木 宏君
補欠 神崎 敏雄君

(議案提出)

一、昨二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による組織の登録の特例等に関する法律案(稲村佐近四郎君外五名提出)

一、今三日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)

核兵器全面禁止を求める決議案(東中光雄君提出)

中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議案(橋本登美三郎君外二十八名提出)

(委員会審査省略要求書受領)

一、今三日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議案

橋本登美三郎君外二十八名

(議案送付)

一、去る六月二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正す

る法律案

如作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法律案

国立学校設置法等の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案

昭和三十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十二年以後における公共企業体職員等共済組合に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A.T.A.条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案

輸出税安売掛金管理臨時措置法を廃止する法律案

(議案通知書受領)

一、去る六月二十九日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

開拓融資保証法の廃止に関する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、昨二日、議員から、次の議案を撤回する旨の申し出があった。

(議案撤回通知)

一、次の議案は昨二日提出者が撤回した旨参議院に通知した。

中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による組織の登録の特例等に関する法律案(稲村佐近四郎君外四名提出)

(質問書提出)

一、去る六月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

金融引締め下における中小企業の資金確保と下請代金の支払促進等に関する質問主意書(玉置一徳君提出)

(答弁書受領)

一、六月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員竹入義勝君提出インフレ・物価抑制緊急対策に関する質問に対する答弁書

インフレ・物価抑制緊急対策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十八年六月二十一日

提出者 竹入 義勝

衆議院議長 前尾繁三郎殿

インフレ・物価抑制緊急対策に関する質問主意書

主文書

すでに、五月において卸売物価指数は前年同期比上昇率二・二%と、戦後最高(戦後直後の悪性インフレ期を除く)の上昇率となり、消費者物価は東京都都区部で前年比一・六%となつて、五月末の公定歩合再引上げ後も景気過熱、物価騰勢は沈静化する兆候をみせていない。しかも、企業の多くは、生産設備の不足、在庫の不足を訴え、四十八年度の設備投資計画は大幅に増額修正され、企業の手元流動性は依然として高い水準にある。

こうした現状は、政府が続けてきた大企業優先の高度経済成長政策にその根本原因がある。列島の改造論はインフレ・マインドをあおり、大企業の

土地買占めは、株式、商品から生活必需物資とど

ん欲な利潤追求に狂奔したが、その間、政府は何ら有効な手を打たなかつた。今年の一月から、政府は預金準備率の引上げや窓口規制を復活し、また、世論のきびしい批判を受け、ようやく土地関連融資規制や大手商社向け融資の抑制に動き出したが、いずれも後手に回つて実効が上つていない。

一方、昨年来騰勢をみせてきた卸売物価については、鉄鋼などの不況カルテルを引き延ばし、長期にわたる消費者物価抑制の要求についても何らの対策を講じてこなかつた。さらに本年度予算では、インフレの進行を許し、庶民生活をインフレから守るどころか、国鉄運賃、健保料金引上げをするなかで、産業基盤造り、防衛関連予算の比重を増大している。

こうしたままでの政府の姿勢を変えず、日銀の金融引締め政策だけで、ますます危機を深めるインフレを抑制し、物価をおさえることはできないと考える。

この現状に立つて庶民の生活を守るため、政府はつぎの対策を直ちに実行すべきであると思ふが、これに対する政府の見解並びに、政府が実施しようとする対策を明らかに示されたい。

一 財政金融政策について

1 政府は金融引締めのみで景気過熱をおさえるようとしているが、その効果は限定される。公定歩合、預金準備率、貸出し規制を機動的に発動することはもちろんであるが、とくに投機的資金(土地・商品等)をさらに厳重に規制し、過熱した企業マインドのなかで過度な設備投資をきびしくチェックし抑制すること。

2 貸出し規制のしわよせを強く受けるのは中小企業である。大企業に対する規制とは別に中小企業や農業の労働生産性の上昇と生産力の拡大、業種転換等のための金融措置を図ること。

3 開発銀行等の政策金融について景気刺激と直結する融資を直ちにやめること。

4 消費者金融のうち自動車ローンなどについては安易な貸出しを抑制する。ただし、勤労者の住宅ローンは、住宅政策の上から一定収入以下の者には無利子ローンを創設すること(政府と、企業の社会負担による利子補給制度の創設を図る)。

5 銀行の預金金利、郵便貯金の金利を大幅に引き上げること。

6 四十八年度予算のうち、列島改造関連、産業基盤造成の公共事業費および防衛関連費を削減し減額修正をすること。

7 庶民の生活をインフレから守り、庶民に浸透するインフレ・マインドを解消するためにも年金、その他、社会保障制度を充実すること。

8 法人収益は予想以上に好調である。勤労者は、所得水準が上がつても、所得税の累進と物価高で生活はますます苦しくなつていく。勤労所得百五十万円(標準四人世帯)までの非課税と大企業の法人税率を四〇%にすることを本年度において実施し(来年度からは大企業に対する果進課税方式をとる)、また、大企業、資産所得者優遇の租税特別措置を廃止すること。なお中小企業の法人税率は二三%(協同組合並み)に引き下げる。

9 国鉄、健保料金の値上げが物価上昇につながることは必至である。したがつていつさいの公共料金値上げを止め財政負担を引き上げること。国鉄については、大企業(大口)優遇や軍需貨物運賃等を改め料金体系を適正化すること(これに関連して、私鉄、ガス、電力等の公共料金を値上げしない)。

二 管理価格の規制の法的措置と調査体制の強化について

1 寡占企業の製品価格の上昇が直接に国民の消費生活に及ぼし、また、生産財として商品

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号

朗読を省略した議長の報告

一一一四

価格に大きく影響していることから、わが党がかねてから社会、民社両党と共同して提案してきた、寡占企業の「寡占価格規制法案」の内容に基づき価格規制の法制化を早急に実現すること。

2 公正取引委員会の調査体制と権限を強化するとともに、現行の独禁法を改め、価格に対する証拠主義を状況によつて価格協定が認められるものとして、原価構成の報告提出、立入り検査、価格引下げ勧告・命令等ができるようにすること。

3 国会の物価特別委員会に、現在より充実した調査機能を有する附属機関を設置し、物価安定に関する提言を強力に行なえるようにすること。

三 大企業の投機規制と独占的な輸入品対策について

1 土地投機に対する規制の強化のほか、生活関連物資に対する投機については四野党共同提出の「買占め、売借しめ規制法案」による規制強化、行政権限の強化、罰則強化をすること。

2 投機行為による価格高騰によつて得た異常な利益に対しては分離して累進課税する税制度をつくること。

3 生活関連物資の輸入については価格、数量等を主務省に届出する義務を負わせるようにすること。

4 総代理店制等による独占的輸入品については、価格調査を行ない、流通段階で不当な利益を得たものに対しては、価格の引下げ勧告をし、また公表できるようにすること。

製品輸入の増大に従い独占的輸入を排し、併行輸入を促進して競争体制を整備すること。

円の変動相場制以降、輸入され、値下げされた品目はどれだけあるか示されたい。

四 主要農産物について—自給体制の整備と食糧

制の維持について

1 農産物の生産復帰は容易ではなく、また輸入にゆだねた場合は大手商社の投機商品となる。世界の食糧事情からも自給体制の整備、確立が必要である。したがって安易な完全自由化はしないこと。

2 食糧制度が形骸化され、減反政策と相まつて消費者の米価が上昇の一途をたどつていく。生産者米価の値上げは当然であり、食糧維持のもとに消費者米価は上げないこと。麦の政府売渡し価格は上げないこと。

3 主要農産物や輸入依存度の高いものは、海外需給動向による不測の事態に対応して、安定した供給を確保するため、財政負担による備蓄体制を整備すること。

五 生鮮食料品の価格抑制対策について

1 野菜の供給体制を確立するため指定産地制度を拡充し、「野菜出荷安定法」による生産者に対する価格保証水準を引き上げるとともに、「指定産地」「指定野菜」「対象消費市場」を整備、拡充し、予約数量を増大、調整して需要に対してゆとりのある供給量と供給体制を確立して、生産者の価格水準の安定、消費者価格の安定をすること。

2 卸売市場、分市場の増設と配置を適正に整備し、他方、公設市場を緊急増設し、産地直送販売をすること。また、消費者団体と産地直結を図るため、運賃、融資等の助成を行なうとともに、公共の施設を利用させること。

3 大都市の卸売市場の需給調整機能をもたせるため、周辺地域に公的な大型冷蔵庫を整備して公的管理をすること。

4 生鮮魚貝類の大手水産会社、商社等による、冷蔵会社、荷受会社、仲卸売人の系列支配を調査し、支配体制を排除すること。

5 市場の「セリ」に公的要素を導入するように図ること。

6 零細小売商の経営近代化のための行政措置

と助成を改善充実すること。

7 食肉の輸入を拡大し、関税の引下げをするとともに、商社による食肉メーカーの系列支配を排除する。また、輸入食肉の流通管理を強化し、不当表示に対する行政指導を強化すること。

8 畜産振興事業団の管理を充実し、価格調整機能と供給機能を強化すること。

六 地価抑制対策等について
地価の暴騰が諸悪の根源になつていくことはいうまでもない。政府の土地対策の放任による害悪はどんな利潤追求をほしきままにし、反社会的な投機を容認して、国民の資産格差を拡大させ、社会的荒廃を招きながらインフレを進行させてきた。

1 国民の生活の根拠となる一定規模（三百三十平方メートルを基準とする）以下の宅地（住宅用地で別荘・セカンドハウスを除く。）と一定規模（百平方メートルを基準とする）以下の住宅（住宅部分）は固定資産税を非課税とし、固定資産税を適正化する。しかし、大企業の保有する土地については資産に応じた累進課税方式をとり強化すること（未利用地には未利用地税を課すようにする）。

生活の根拠となる一定規模（前項と同じ。）の借地、借家の地代、家賃が値上げされないよう固定資産税を四十七年度と同額にする措置をとること。

2 大企業の買占めた土地に対して、国民福祉優先の立場から公共住宅、公共施設設備用地取得のための国、公共団体の先買権、買取請求権、取用権を定め国または公共団体で買い取り、公共住宅建設や低廉な宅地として供給にふりむけ公共住宅（賃貸住宅中心）建設を推進すること。

3 大企業の土地譲渡所得には、これを完全に分離して、譲渡益の八〇％以上の課税をするように改めること。

4 国、公有地の払下げ（都市とその周辺は全面的に）を即時停止し、公的土地の拡大とあわせて公共用地として活用する。また、軍事基地返還を推進し、公共用地として活用すること。

5 都市計画区域内の土地売買と開発を許可制とし、企業規模に応じて面積規制をして投機的な買占めを排除すること。

6 土地利用計画には、住民意思が反映できるように、民主的な構成による土地管理委員会を設け、土地管理の一元化を図ること。

地方公共団体の土地利用計画については、土地管理委員会と地方議会を通じ知事と政令都市の長の決定権限を認め、中央集権的な規制と介入をしないこと。

右質問する。

昭和四十八年六月二十九日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員竹入義勝君提出インフレ・物価抑制緊急対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹入義勝君提出インフレ・物価抑制緊急対策に関する質問に対する答弁書

一について

1 (1) 年初来、一般的な総需要抑制措置として金融面においては、預金準備率及び公定歩合の引上げ、窓口指導の強化、財政面においては、公共事業の施行時期の年度内調整等の措置がとられており、更に個別的措施として投機につながるやういとみられる土地関連融資や商社向け融資については、それぞれきめ細かい抑制措置が講じられている。

(2) これまでの経過をみると、これらの措置は、着実に効果をあらわしつつあり、今後

引締め効果が一層浸透することを通じて企業の投資意欲も鎮静化していくものと考えられるが、なお、今後とも情勢の推移に応じ、更に適宜適切な措置を講じていきたいと考えている。

2 (1) 金融引締め政策の推進に当たつては健全な中小企業金融に不当なしわよせが及ばないよう従来からきめ細かい配慮を払つてい

(2) また、中小企業や農業の生産性向上、生産力拡大等を図るため従来から政府関係金融機関において制度の拡充、融資条件の改善等各般の措置を講じているところであるが、今後とも十分配慮していきたいと考えている。

3 日本開發銀行等政府關係金融機關の融資は、各機關の設立目的に沿つて、いずれも國民福祉の向上に資するため、我が國經濟社會發展のための基盤の充實を図るといふ長期的観点から行われているものであり、これを景氣対策の観点から直ちに取りやめることは適當ではないと考える。

4 (1) 消費者金融については、全体的な金融引締めの中で、金融機関が不要不急と認められる融資を抑制していくよう従来から指導しているところである。

(2) 民間金融機関の行う住宅ローンについては、国民福祉の向上を図る観点から金融引締めが行われている中にあつても極力、その融資枠を確保するよう指導している。また、この金利についても、上記の観点から最大限の配慮を払ひよう金融機関に對し要

請しているところであり、この結果金融引締めの下で他の長期金利が全般的に引き上げられているにもかかわらず、住宅ローン金利は据置かれている状況にある。

(3). また、政府関係金融機関としては、住宅金融公庫が政府から利子補給を受けて長期

低利の住宅ローンを行っている。
住宅金融公庫の貸付条件については、昭和四十八年度大幅な改善を図っているところであり、今後ともその改善について検討を続けていきたいと考えている。

5 銀行の預金金利については、本年四月に公定歩合の引上げを契機として全面的な引上げが行なわれたが、更に今般、預金者により有利な貯蓄手段を提供する見地から、期間一年以上の貯蓄性預金についての金利引上げ及び二年もの中期預金の創設を行うこととしたところである。

郵便貯金の利率については、現下の経済情勢にかんがみ、国民に有利な貯蓄手段を提供するとともに、預金者の利益を増進するため、貯蓄性の高い定額郵便貯金、定期郵便貯金等の利率を○・二五パーセントないし○・五〇パーセント引き上げ、定額郵便貯金の利

率は最高年六・五〇パーセントとし、七月一日から実施することとしたい。

6 昭和四十八年度予算における公共事業費は、国土の均衡ある発展を図るため、国土の

総合的開発を計画的、かつ、着実に実施するとともに、各種の社会資本の整備を一層促進することにより、公私部門間の資源配分の不均衡を是正し、国民福祉の向上を図ることを

目途として計上したものであり、また、防衛関係費については、他の一般諸施策との均衡を考慮しつつ、先に国防会議の議を経て決定した第四次防衛力整備計画に基づき、効率的な防衛力の整備に努めることとし、必要最小限度の額を計上したものであつて、いずれの

経費についても減額する考えはない。

7 政府としては、従来から、社会保障制度の充実を図つてきており、昭和四十八年度においても、五万円年金の実現、年金におけるスライド制の導入、福祉年金額の引上げ、医療保険の給付率の引上げ、老人医療対策の拡

充、各種福祉サービスの充実等を図ることとして
しているが、今後とも、社会保障制度につい
ては、物価の動きにも留意して、一層の充実
を図ってまいりたい。

最近の成長と福祉に対する国民意識の変化等にかんがみ、国民福祉増大のための施策の一環として、法人税負担をある程度強化し、租税特別措置を洗い直す一方個人に対する所得税負担を軽減合理化する方向で臨みたいと思つており、また、間接税についても新しい観点から見直し

を行いたいと考えている。

しかしながら、税制改正は、国の財政運営の基本に関連する事柄であり、これに関する政策決定は、予算編成のさいに、財政需要、財源事情等をも勘案しつつ、財政金融政策全般の見地から総合的に検

討すべき問題であるので、現在の諸状況の下で年内に直ちに税制改正をすべきであるとする御意見には、賛成いたしがた
い。

(四) 累進課税は、所得再分配機能に資するための最も有効な手段であるが、それは所得や財産が最終的に帰属する自然人に課税を行う所得税や相続税などにおいて

(2) 現在、資本金一億円以下の法人に対する法人税率は、年三百万円までの所得について、端的に適用できる性格のものであつて、株主の構成の多種多様である法人を対象とする法人税においては、本質的になじまないものと考ええる。

ては、二十八パーセント（配当分二十三パーセント）となつており、資本金一億圓超の法人に対する税率三十六・七五パーセント（配当分二十六パーセント）に比し、相当大幅に軽減されているところであり、中小法人の税負担については、十分配慮して

9 公共料金については、極力抑制的に取り扱
う方針である。

国鉄については、その業務運営の確保を図
るため、財政助成の強化を図りつつ、必要最

小限度の改定を行うことはやむを得ないと考えている。また、国鉄は、公共輸送の確保をその使命とするものであり、鉄道営業法の定めるところに従い、荷主のいかににかかわらず平等の運送条件を設定している。

また、今回の健康保険の改正は、被保険者の負担増を上回る規模で給付改善が行なわれ

るので、むしろ負担軽減になるものである。
なお、そもそも健康保険の保険料は、公租公課とみるべきものであり、物価指数に影響を与えない。
二について

1 我が国経済は、自由私企業体制を建前と

し、公正かつ自由な競争を通じて適正な価格を形成せしめることを基本的な原則としており、国が一般的に企業の価格形成等に直接介入することには慎重でなければならない。

したがつて、いわゆる管理価格問題についても、競争条件を一層整備すること等により対処すべく、現にその実態を説明するため調査を進めるとともに、その対策についても前

述の基本的態度の下に鋭意検討を加えているところである。

2 (1) 価格協定等について、確実な物的証拠に行うことは、その証拠力のいかにともよ
り、現行法上も可能とする向きもあるが、

この点は、なお慎重に検討を必要とする問題であると考えられる。

(2) 公正取引委員会が原価構成の報告を求め、価格引下げ命令等を行うのは、自由主義体制下において、是認できないことと考える。

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号

朗読を省略した議長報告

3 国会の院の決定により設けられた特別委員会にどのような附属機関を設置すべきかは、国会自身が決定すべきことであり、このような問題について行政府である内閣が意見を申し述べることは、差し控えるべきであると考えられる。

三について

1 現下の自由経済の下における買占め等の行為に対して、行政上、機動的、弾力的に対処するには、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に示されているように、生活関連物資について必要な調査を行い、その実態を把握するとともに、買占め等を行った者に対し、適当な価格で売り渡すことを勧告し、これに従わなかつた場合には公表するという社会的制裁を課すことが最も効果的な手段であると考へてゐる。

2 商品投機抑制のため特別の課税を行うという考へ方は、取扱商品の異なることに税負担が異なるという結果を招来し、すべての所得を総合して課税するという法人税制の現在の仕組みになじまないものであり、また、税務執行上も著しく複雑となるので、賛成しがたい。

3 (1) 現在、政府は、通関統計、輸入承認・届出統計等を通じ、輸入される物資について、物資毎にその平均価格、数量、輸入先等を把握しているの、通常の状態において常時個々の輸入契約の内容を企業に報告させる必要はないと考へている。

(2) ただし、価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがあり、しかも買占め又は売惜しみが行われ又は行われるおそれのあるものとして指定された生活関連物資に關しては、今国会で成立した生活関連物資の買占め及び売惜しみに對する緊急措置に關する法律に基づき立入検査等の手段を通じて、個々の輸入取引についてもその価格・数量等の内容を調査し得ることとなつた。

4 輸入総代理店の独占的輸入に伴う弊害を防止するため、昨春秋、関稅定率法の運用を改め、真正商品の第三者による並行輸入を自由化するともに、總代理店の行方各種の並行輸入阻止行為の規制を含め輸入總代理店に對する独占禁止法上の監視、規制を強化する等競争体制の整備を図つてきた。

また、輸入總代理店制が実施されている輸入品を含め、輸入品の価格については、その追跡調査を実施して、流通段階における価格形成の問題点を明らかにし、消費者に對しても情報の提供を行つてきたところである。

政府としては、今後とも、引き続き、以上のような調査の一層の充実を図り、輸入總代理店の価格形成の実態把握に努め、必要に應じ、独占禁止法に基づく措置を講ずる等輸入總代理店に對する監視、規制を強化することにも、消費者に對する情報提供についても一層の努力を行つてまいりたい。

去る二月十四日に円が変動為替相場に移行した後、値下がりをしてゐる主要な輸入商品としては、レモン、バナナ、カラーフィルム、家電製品、万年筆、ゴルフクラブ、書籍、乗用車、ウイスキー、外国製造たばこ等があげられる。

政府としては、引続き主要輸入物資の価格動向等の追跡調査を行い、消費者への情報提供を図るとともに、関連輸入業界等に対する指導を強めるなど、円レート上昇に伴う物価安定効果の確保に努めてまいりたい。

四について

1 (1) 農業及び農村は國民に食料を安定的に供給するだけでなく、国土と自然環境を保全し、健全な地域社会を維持するうえで重要な役割を果たしてゐる、農業と農村の健全な発展なくしては、我が國經濟の調和ある発展はないものと思へてゐる。

特に、食料については、國民生活の基礎となるものであるから、國內生産が可能なものはできる限り國內で賄ふという観点を基として、①安定的な供給を図ること、②國民の需要が多様化、高度化してゐること、③物価の安定が強く要請されてゐること等も勘案し各般の施策を強力に推進していく必要があると考へてゐる。

(2) 貿易の自由化については、一般的にはこれを推進しなければならぬと考へてゐるが、農産物の自由化については、種々困難な問題があるので、自由化を進めるに当たつても万全の対策を講ずるとともに、生産者の理解をえなければならぬと考へてゐる。

2 (1) 米穀の管理制度は、農家經濟、國民消費生活等國民經濟の各分野に大きな關係を持つており、また、國民食糧を確保し、國民經濟の安定を図ることは極めて重要なことであるので、食糧制度のこのような基本的な役割は維持し、米の需給及び価格の安定を図つていく考へに変わりはない。

(2) 本年の生産者米価については、従来どおり米価審議会の議を経て、生産費、物価その他の經濟事情を參照し、米の再生産を確保することを旨として決定するよう定めてゐる食糧管理法の規定に基づき、決定することに変わりはない。

過剰基調にあり、生産調整を進めてゐるといふ事情を考慮したうえで適正な決定をしたいと考へてゐる。

(3) 本年の米の政府売渡価格については、従来どおり、家計費及び物価その他の經濟事情を參照し、消費者の家計を安定させることを旨として決定するよう定めてゐる食糧管理法の規定に基づき、慎重に検討する考へである。

(4) 麦の政府売渡価格については、食糧管理法の規定に基づき、家計費及び米価その他の經濟事情を參照し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとしてゐるが、現在の國際市場の動向が極めて流動的で、これを見通すことはなかなか困難があるので、今後國際市場の動向を充分見究めた段階において、諸般の情勢を考慮して決定する考へである。

3 (1) 今日、我が國は農産物の大輸入國となつており、昨年来の國際的な需給逼迫の影響をみても、食料政策の基本は、國內生産が可能なものは生産性を高めながら極力國內で賄ふべきであり、國民食料は安易に外國に依存すべきではないと考へる。このため、國民食料の國內生産体制の整備確立を基本とし、一部の輸入に依存せざるを得ない農産物に對する輸入の安定的確保を図り、國民生活に不安を來すことのないよう食料の安定的供給に努めてまいりたい。

(2) このような観点に立つて、麦、飼料穀物、大豆等その大部分を輸入に依存してゐる農産物については、その輸入の安定的確保を図るため、長期輸入契約の締結、開発輸入の推進、輸入先の多角化を進めるとともに、備蓄問題についても、今後の國際的な需給の動向を見守りつつ検討してまいりたい。

また、米については、その在庫は従来か

ら需給操作上の必要性のほか、豊凶に備えた備蓄の意味をこめて一〇〇万トンの古米を持越すことを基本的な考え方としているが、今後とも、この問題について十分配慮してまいりたい。

五について

1 野菜の生産及び出荷の安定並びに価格の安定を図るため、昭和四十八年度においても、野菜指定産地制度について、野菜指定産地の追加(現在七一九産地)、指定消費地域の追加(現在一一地域)を行うとともに、指定産地の近代化のための事業を拡充実施して産地の整備を行うほか、価格補てん事業についても、対象市場の拡大、対象野菜の拡大、秋冬期重要野菜以外の野菜についての保証基準額の引上げ、予約数量の増大等を行つていくところであり、今後とも、野菜生産出荷安定法の目的に沿つて、これら制度、事業を拡充、強化してまいりたい。

2 (1) 卸売市場の整備については、中央卸売市場整備計画及び各都道府県の卸売市場整備計画に基づいて、中央卸売市場、公設の地方卸売市場等につき、年々その増設と適正配置を進めるとともに、既設の市場についてもその増、改設を図る等充実に努めてきているところであり、今後ともこれに必要な財源の確保等を通じて、生鮮食料品流通の合理化に資する考えである。

(2) 総合食料品小売センターについては、地方公共団体の設置する公設センターのほか、民営、農協等のセンターがあり、これらを計画的に設置するよう指導してきており、昭和四十八年度においても六五カ所を目途に推進中である。

(3) 近年における産地直結取引等への要請の高まりに対応して、昭和四十六、四十七年度において新たな流通経路の育成に關し、研究会を開催し、基礎的な検討を加えると

ともに、これまで生産者団体(全国農業協同組合連合会)の設置する集配センターに助成を行つてきているが、更に昭和四十八年度以降においても集配センターへの助成を計画的に進めるとともに、新たに、直結的取引を希望する生産者団体、消費者団体に関する情報提供事業を実施することとしているほか、野菜、果実、食肉等の消費地における冷蔵庫、ストックポイント等、市場外流通の機能を果たす施設についても助成を行うなど関連施策の拡充強化を図ることとしている。

なお、近年、消費者利益の保護、向上を目的とする消費者活動の高まりに対応して、消費者団体が産地との直結取引などその流通の改善合理化のため、種々の試みを行つてきているが、これらに対し助成することについては、例えば、消費者団体を集配センターの設置主体とすることの可能性なども含めて、前向きに検討してまいりたい。

3 (1) 野菜、食肉、魚介類など生鮮食料品の需給と価格の安定を図るため、これまで特に消費地において各種の冷蔵庫、ストックポイントなどの施設整備につき助成してきたところである。

これらの施設については、最大限の有効活用と運営管理の適正を期する観点から、その設置主体は例えば野菜価格安定基金の例にみられるように生産者団体、公益法人などとなつていく。

(2) 今後は、需給調整の機能を十分に備えるとともに、輸送、保管などの物流機能を一層高めるため、産地、消費地の地方公共団体とも連携を図りつつ関連施設の整備を進めてまいりたい。

(3) なお中央卸売市場における取引の改善についても、卸売業者に需給調整機能を附与

するため、昭和四十六年に新たに制定された卸売市場法において卸売業者が買付け集荷できる場合を定めるとともに、市場外の冷蔵庫等の保管場所にある物品の卸売ができることとし、その適切な運営を図つていくところである。

4 大手水産会、商社等が、流通機構の面ではかなりの地位を有していることは事実であるが、流通の円滑な促進を図る見地からそれを一概に否定することはできないし、また、そのため水産物価格の上昇を大きくしているとは考えられない。

しかしながら、流通機構の面で大手水産会、商社等の有する地位利用による弊害が生ずるようなことは厳に戒むべきであり、今国会において成立した生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づき流通の実態を適確に把握し、消費者の利益を不当に損うことのないように対処してまいりたい。

なお、以上の措置とあわせて、生産者団体による生産、流通、加工の合理化対策を今後強力に推進してまいりたい。

5 中央卸売市場におけるせり取引による価格形成は、市場機能の根幹であるので、これに携わるせり人の資質の向上を図り、せり取引の公正さを確保するため、卸売市場法に基づき、せり人の登録制を実施し、その適切な運営を図つていくところである。

なお、せり人を卸売会社から分離することについては、市場の取引機構をいたずらに複雑にすること、卸売業者を単なる荷受機関とし、集荷販賣面での企業努力の意欲をそぐこと等のおそれがあり適当でないと考えている。

6 生鮮食料品等小売業の大部分は規模が零細であるのでその近代化を図るため、各種の施策を講じているところである。

すなわち、①共同店舗化及び共同仕入等の共同事業を促進するため地方公共団体等による総合食料品小売センター及び共同仕入配送施設の設置に対する助成、②小売店の施設等の近代化に必要な資金を融資する国民金融公庫の生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度の活用、③主として小売業者の経営の近代化を図るために社団法人食料品流通改善協会が実施する食料品流通改善事業に対する助成並びに④農林省において小売業者のチェーン化、協業化を推進するための調査及び普及啓蒙等を行つており、今後ともこれらの助成を拡充強化してまいりたい。

7 (1) 我が国の畜産振興との関連を考慮すると、牛肉については、現状においては、内外の価格差が大きく、関税の引下げは、国内生産に与える影響が大きいので、困難であるが、国内消費者物価問題を考慮し、輸入数量については、毎年、割当量を増大させており、特に昭和四十八年度上期には、前年度上期の約三倍の七万トンに拡大したところである。

豚肉については、昭和四十六年十月の輸入自由化以降、輸入が増大してきているところであるが、更に、最近における豚肉価格の動向にかんがみ、去る三月三日から豚肉の関税の減免措置を実施し、輸入の促進を図つていくところである。

(2) 食肉加工メーカーについては、食肉加工品の原料手当等の関係から商社がその株主となつて例もみられるが、商社による不当な系列支配が行われないよう指導してまいりたい。

(3) 輸入豚肉、輸入羊肉等は、ほとんどが加工用、業務用に回つていのが現状であり、輸入牛肉については、畜産振興事業団の指定輸入牛肉販売店や全国食肉事業協同組合連合会の輸入牛肉展示販売店的大幅拡充等

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号

朗読を省略した議長長の報告

を通じて輸入牛肉を適正な表示とマーキングで販売するよう行政指導を強化してまいりたい。

また、輸入牛肉について、不当表示があれば、その是正について努めてまいりたい。

8 畜産振興事業団は、畜産物の価格安定等に関する法律に基づき設立され、同法及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づいて、主要な食肉及び乳製品の価格の安定、畜産振興のための事業の助成等を行うことにより、畜産の発達を促進し、併せて国民の食生活の改善に資することとしている。

最近、牛肉等一部の畜産物の需給が逼迫し、国内価格の上昇傾向がみられたところから畜産振興事業団は、これら畜産物の輸入及び畜産振興のための助成を行い、価格の安定、生産の振興に努めているが、昭和四十八年度においては、価格安定措置の強化を図るため、輸入量の拡大を図るとともに、業務関係の組織の拡充を行い、その機能の強化に努めているところである。

六について

1 (1) 固定資産税は、固定資産の所有者に對し、その資産の価格に應じて税負担を求めることとされているものであり、一定規模以下の住宅用地及び住宅についてのみ固定資産税を一律に非課税とすることは適当でないと考えられる。しかしながら、住宅用地については、昭和四十八年度の税制改正においては、住宅政策上の見地からその税負担の増加を緩和する趣旨で課税標準額をその価格の二分の一の額とする特例を設けるとともに、昭和四十八年度及び昭和四十九年度の両年度は従来の負担調整措置を継続することとした。このように、住宅用地の固定資産税については今回の改正でも十分な配慮を加えたところであるが、更に一定規模以

下の住宅用地の固定資産税の軽減については、税制調査会等の審議を経て今後慎重に検討してまいりたい。

(2) 累進課税の制度は、所得税のような応能的な人税について採用されるべきものであり、個々の財産に対して課税することとされている固定資産税にはなじまないものであると考える。また、固定資産税は市町村税であり、市町村はそれぞれ市町村内に所在する固定資産についてのみ課税することとされているので、固定資産税に累進課税の制度を設けることは技術的にも極めて困難であると考えられる。

(3) 未利用地の創設については、税制調査会においても慎重に検討が行われてきたところであるが、その答申にも述べられているように、個々の土地が未利用地であるかどうかを制度的、技術的に判定することは極めて困難である等その実施には多くの問題があり、この税の創設は困難であると考える。

(4) 一定規模の自己所有の土地及び家屋については、これを非課税とし、借地、借家については税額を据え置くことは、両者の間の税負担に不均衡を生ずることになり適当でないと考えられる。また、宅地等の固定資産税については、昭和三十九年度以来負担調整措置が講じられてきたため、現在の評価額が同一の土地であつてもその税額が異なる場合があるというように土地相互間に税負担の不均衡が生じているので、昭和四十七年度の税額を据え置くことは税負担の不均衡を存置することとなり、適当でないと考えられる。なお、昭和四十八年度における固定資産税の評価替え及び課税の適正化措置に伴つて、地代、家賃の不当な便乗値上げが行われることのないよう関係機関において所要の措置をとるよう指導を行つ

ているところである。

2 大企業が買占めた土地のうち、住宅用地として適している土地であつて、開発に着手されていない土地や開発予定のないもの及び公共施設用地として必要なものについては、国、地方公共団体、日本住宅公団等で積極的に取得し、宅地開発を行つて公共住宅用地や公共施設用地として活用するようにしてまいりたいと考へている。

なお、公共住宅及び公共施設用地を取得するための先買権、買取請求権、収用権については、現行の都市計画法、新住宅市街地開発法等において制度化されており、その活用によつてこれらの土地の取得を図つてまいりたい。

3 (1) 総合的な土地対策の一環として、本年度の税制改正においては、最近における企業の投機的な土地投資を抑制することを主たる目的とし、併せて宅地の供給促進、公有地拡大の推進にも配慮しつつ、国税による法人の土地譲渡課税と地方税による特別土地保有税との組合せによる土地税制を実施することとしたところである。

なお、この土地譲渡課税の税率は、通常の法人税や地方税とを合わせた負担がおおむね七十パーセントとなることを目途に二十パーセントと決められており、これは相当の重課であると考える。

(2) 法人の土地譲渡を完全に分離して課税することについては、同じ土地の譲渡でありながら、譲渡をした法人が赤字であるか黒字であるかによつて追加的な税負担が著しく異なることになるという問題があり、適当でないと考えられる。

4 現下の土地事情にかんがみ、都市及び都市周辺に所在する米軍からの返還財産及び国、公有の未利用地は、従来より一層、公用、公共用に優先的に活用することを基本方針とす

る考へである。

また、在日米軍提供財産については、その使用の実態に應じて返還の促進に努めてまいりたいと考へている。

5 企業による投機的な土地取得の抑制について所要の立法措置を講ずべく、政府は、第七十一回国会に、土地売買等の届出報告制及び特別規制地域における土地売買等の許可制の導入等を内容とする国土総合開発法案並びに土地の先買に関する制度の対象区域を都市計画区域に拡大すること等を内容とする公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案を提出したところである。また、金融及び税制措置により、土地投機を抑制するため、土地融資の抑制並びに法人の土地譲渡益に対する特別課税及び特別土地保有税の創設を図つたところであり、当面、これらの措置により対処してまいりたいと考へている。

次に、都市計画区域内の土地の開発許可制については、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域についても、開発許可制度を設けるべく、第七十一回国会に、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案を提出したところである。

6 提案された土地管理委員会は、執行機関としての任務を負うものと理解されるが、土地利用計画の作成あるいはその運用は、各行政分野にまたがる性質のものであり、単一の機能を有する委員会を設けるよりも総合的な執行機関である普通地方公共団体の長たる都道府県知事が担当することが適当と考える。

また、国土総合開発法案では、土地利用基本計画の作成にあたつては、審議会及び市町村長の意見をきくこととしており、これによつて住民の意向を充分反映しうるものと考えられる。

なお、土地利用基本計画について内閣総理

大臣の承認を受けることとしたのは、土地利用基本計画の決定に当たっては、都道府県の自主性を認めつつも全国的な観点から各都道府県間のバランスをとる必要があることなどから、あらかじめ必要な調整を図ることとしたものであり、中央集権的な規制と介入を行う趣旨のものではない。

右答弁する。

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近における地方公共団体等の土地需要に即応し、かつ、地域の秩序ある整備を推進するため、土地の先買いに関する制度の対象区域を都市計画区域に拡大するとともに、土地開発公社の業務の範囲を拡充する等所要の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

- (一) 土地の先買いに関する制度の対象区域を都市計画区域に拡大するものとする。
- (二) 地方公共団体等が届出により先買いをした土地は、公共用地等の代替地に充てることができるものとする。
- (三) 土地開発公社は、地方公共団体の委託により、土地の造成とあわせて行なう公共施設等の整備等の業務を行なうことができるものとする。
- (四) その他所要の規定の整備を行なうものとする。

議案の可決理由

最近における地方公共団体等の土地需要に即応し、かつ、地域の秩序ある整備を推進するため、土地の先買いに関する制度の対象区域を拡大する等の措置を講じようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十八年七月三日

地方行政委員長 上村千一郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、公有地の拡大を積極的に推進するため、とくに次の諸点について遺憾なきを期すべきである。

- 一 地方公共団体および土地開発公社が積極的に公有地の先行取得を行ないうるようにするため、公営企業金融公庫の貸付ワクの拡大をはじめ、十分な資金の確保に努めること。
- 二 公有地の拡大をより一層推進するため、地方公共団体等に土地を譲渡した者にかかる譲渡所得税について、すべて、土地収用の場合に準ずる軽減措置を検討すること。

右決議する。

商法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、株式会社の運営の適正および安定を図り、資金調達の方法に改善を加える等のため、早急に改正を必要とする事項について、改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 監査役は、会計監査のほか、業務監査を行なうこととし、このために必要な取締役会出席権、取締役の違法行為の差止請求権等の権限を認めることとする。
- 2 定款をもつて、取締役の選任につき累積投票の請求を完全に排除することとする。
- 3 新株の発行にあつて、法定準備金を資本に組み入れ、株主に対して発行価額の一部の

払込みを要しない株式を発行することを認めることとする。

- 4 転換社債の発行については、原則として取締役会の決議によつてすることができるとし、この場合における株主の引受権等に関する規定を整備することとする。
- 5 営業年度を一年とする株式会社について、いわゆる中間配当のみちを開くこととする。
- 6 すでに営業を廃止しているいわゆる休眠会社を整理する方途を講ずることとする。
- 7 株式会社を含むすべての商人について、開業財産目録および決算財産目録を廃止、そのほか商業帳簿の体系および財産の評価に関する規定を整備することとする。

議案の可決理由

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、株式会社の運営の適正と安定を図り、資金の調達を容易にするとともに株主の利益を保護する等のため、必要な措置を講じようとするもので、時宜に適した妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十八年七月三日

法務委員長 中垣 國男

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

商法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

わが国の株式会社の現状にかんがみると、商法等に改正を要する問題が少なくなく、今回の改正をもつてしてもその十分な実効をあげることは困難である。

よつて政府は、次の点について早急に検討すべきである。

額等について所要の改正を行なうこと。

- 二 会計監査人の独立性を確保するため、その選任方法等について適切な方途を講ずること。
- 三 商法の運用については、政府各行政機関において連絡を密にしその適正を期すること。
- 四 監査法人の育成・強化を図る反面、個人たる公認会計士の業務分野についても行政上適正な措置をすることとし、もつて活動分野の調整をはかるものとする。
- 五 監査法人は、その社員が税務書類の作成などの税務業務を行なつていない会社について、本法の監査業務を行なわないうる規制すること。
- 六 休眠会社の整理に当たつては、事前に十分なPRを行なう等、慎重に措置すること。
- 七 「企業会計原則」の修正が租税に大きな影響をもたらしこととなるときは、租税法主義に反しないよう必要な手続をとること。
- また、同原則の修正に当たつては、より真実の財務内容の公開という目的に合致するよう留意すること。
- 八 商業帳簿等としてマイクロフィルムを一定の条件下に認めること。
- 九 学校法人等公益的な性格の法人について公認会計士の監査対象とするよう速かに措置すること。
- 十 会計帳簿の作成について零細な商人に複式簿記を強制しないよう行政指導をすること。

株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、株式会社の実情にかんがみ、特に大規模の株式会社および中小規模の株式会社の監査制度について、それぞれ改正後の商法の特例を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 資本金五億円以上の株式会社は、計算書類について、定時総会前に公認会計士または監

昭和四十八年七月三日 衆議院會議録第四十九号 議案に関する報告書

一 二 〇

2 資本金一億円以下の株式会社においては、監査役は会計監査のみを行なうものとし、監査報告書の記載事項は特に法定しない等の措置を講ずることとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、大規模の株式会社および中小規模の株式会社の監査制度について、それぞれ改正後の商法の特例を設けようとするものであり、妥当な措置と認めるが、更に監査の公正等を図るため、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十八年七月三日

法務委員長 中垣 國男

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(会計監査人の資格)

第四条 会計監査人は、公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならぬ。

2 次に掲げる者は、会計監査人となることのできない。

一 会社又はその親会社若しくは子会社(商法第二百七十四条ノ三に規定する親会社又は子会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役又は使用人

二 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 前二号に掲げる者が社員数の半数以上を占める監査法人

(会計監査人の職務を行なうべき社員の指名)

第五条 会計監査人に選任された監査法人は、その職務を行なうべき社員を指名し、これを会社

に通知しなければならない。

2 前条第二項第一号又は第二号に掲げる者は、前項の規定による指名を受けることができない。

附 則

(経過措置)

2 第二章の規定は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十三条の二第一項の規定の適用を受ける株式会社〇については、この会社と同一。

法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時まで、
証券取引法適用会社でない株式会社のうち、
銀行、信託会社、保険会社又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社(以下「銀行等」と総称する。)以外のもの

〇で資本の額が十億円以上のもの
〇については、昭和五十年一月一日前及び同日以後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時まで、銀行等〇については、昭和五十一年一月一日前及び同日以後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時まで、証券取引法適用会社でない株式会社が資本の額が十億円未満のものについて、それぞれ適用しない。

は、別に法律で定める日及び同日以後最初に到来する決算期に関する定時総会。

〔別紙〕

株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律案に対する附帯決議

わが国の株式会社の現状にかんがみると、商法等に改正を要する問題が少なく、今回の改正をもつてしてもその十分な実効をあげることが困難である。

よつて政府は、次の点について早急に検討すべきである。
一 会社の社会的責任、大小会社の区別、株主總會のあり方、取締役会の構成及び一株の額面金額等について所要の改正を行なうこと。

二 会計監査人の独立性を確保するため、その選任方法等について適切な方途を講ずること。

三 商法の運用については、政府各行政機関において連絡を密にしその適正を期すること。

四 監査法人の育成・強化を図る反面、個人たる公認会計士の業務分野についても行政上適正な措置を講ずることとし、もつて活動分野の調整をはかるものとする。

五 監査法人は、その社員が税務書類の作成などの税務業務を行なっている会社について、本法の監査業務を行なわなければならない規制すること。

六 休眠会社の整理に当たっては、事前に十分なPRを行なう等、慎重に措置すること。

七 「企業会計原則」の修正が租税に大きな影響をもたらすこととなるときは、租税法律主義に反しないよう必要な手続をとること。

また、同原則の修正に当たっては、より真実の財務内容の公開という目的に合致するよう留意すること。

八 商業帳簿等としてマイクロフィルムを一定の条件の下に認めること。

九 学校法人等公益的な性格の法人について公認会計士の監査対象とするよう速かに措置すること。

十 会計帳簿の作成について零細な商人に複式簿記を強制しないよう行政指導をすること。

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、「商法の一部を改正する法律」および「株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律」の施行に伴い、非訟事件手続法ほか三十二の関連する諸法律について、改正を要するものの整理等を一括して行なうとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、商法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係法律の規定を整理し、経過措置を定める等の必要があるため、非訟事件手続法その他三十二の法律について所要の改正を行なうとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十八年七月三日

法務委員長 中垣 國男

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に対する附帯決議

わが国の株式会社の現状にかんがみると、商法等に改正を要する問題が少なく、今回の改正をもつてしてもその十分な実効をあげることが困難である。

よつて政府は、次の点について早急に検討すべきである。

一 会社の社会的責任、大小会社の区別、株主總會のあり方、取締役会の構成及び一株の額面金額等について所要の改正を行なうこと。

二 会計監査人の独立性を確保するため、その選任方法等について適切な方途を講ずること。

三 商法の運用については、政府各行政機関において連絡を密にしその適正を期すること。

四 監査法人の育成・強化を図る反面、個人たる公認会計士の業務分野についても行政上適正な措置を講ずることとし、もつて活動分野の調整をはかるものとする。

五 監査法人は、その社員が税務書類の作成などの税務業務を行なっている会社について、本法の監査業務を行なわなければならない規制すること。

六 休眠会社の整理に当たっては、事前に十分な

PRを行なう等、慎重に措置すること。

七 「企業会計原則」の修正が租税に大きな影響をもたらすこととなるときは、租税法主義に反しないよう必要な手続をとること。

また、同原則の修正に当たっては、より真実の財務内容の公開という目的に合致するよう留意すること。

八 商業帳簿等としてマイクロフィルムを一定の条件の下に認めること。

九 学校法人等公益的な性格の法人について公認会計士の監査対象とするよう速かに措置すること。

十 会計帳簿の作成について零細な商人に複式簿記を強制しないよう行政指導をすること。

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、最近の雇用の動向にかんがみ、定年の引上げの円滑な実施等のため所要の措置を講ずるとともに、心身障害者の雇用の促進等に資するため、雇用促進事業団の業務を拡充しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 高年齢者の職業の安定を図るための施策の充実
(1) 定年の引上げの円滑な実施を促進するため必要な施策を充実するとともに、関係者に対し資料の提供その他の援助を行なうこと。

(2) 一定年齢未満の年齢を定年としている事業所の事業主に対し、定年に達する労働者の再就職援助計画の作成及び再就職援助担当者を選任を行なわせるとともに、国は、職業訓練等の実施により、定年に達する労働者の再就職の促進に努めること。

2 心身障害者の職業の安定を図るための施策の充実

雇用促進事業団は、心身障害者を多数雇用する事業所の事業主に対し、その事業の用に供する施設の設置等に要する資金の貸付けを行なうこと。

3 工場の再配置に伴う労働者の移転の円滑化を図るための施策の充実
雇用促進事業団は、工場の再配置に伴う移転に伴い住居を移転するために借金を必要とする労働者に対し、移転就職者の利用に支障がない限り、移転就職者用借金を貸与することができること。

二 議案の修正議決理由

最近の雇用の動向にかんがみ、高年齢者、心身障害者等に関する雇用対策の充実を図ることは、時宜に適合するものと認めるが、なお、大量の雇用変動の場合の措置及び移転就職者用借金の貸与等につき、修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。
右報告する。
昭和四十八年七月三日
社会労働委員長 田川 誠一
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕
(小字及び一は修正)
雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律

(雇用対策法の一部改正)
第一条 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「中高年齢者等の雇用の促進(第十九条・第二十条)」を「中高年齢者等の職業の安定(第十九条・第二十条の四)」に改める。
第三十条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 高年齢者の職業の安定を図るため、

定年の引上げの円滑な実施を促進するため必要な施策を充実すること。
第六章の章名中「雇用の促進」を「職業の安定」に改める。
第十九条の見出しを「(雇用手率)」に改め、同条第二項を削る。

第六章中第二十条の次に次の三条を加える。
(資料の提供等)
第二十条の二 国は、事業主その他の関係者に対し、中高年齢者又は身体に障害のある者の雇用を促進し、及び定年の引上げを促進するため、資料の提供その他の援助を行なうよう努めなければならない。

(再就職援助計画の作成等)
第二十条の三 公共職業安定所長は、労働省令で定める年齢未満の年齢を定年としている事業所の事業主に対して、定年に達する労働者の職業の安定を図るため必要であると認めるときは、当該労働者の再就職の援助等に関する計画(以下この条において「再就職援助計画」という。)の作成を要請することができる。

2 前項の要請があつた場合には、同項の事業主は、労働省令で定めるところにより、再就職援助計画を作成し、これを公共職業安定所長に提出するものとする。

3 前項の規定により再就職援助計画を作成した事業主は、その雇用する者のうちから、再就職援助担当者を選任し、その者に、当該計画に基づいて、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所と協力して、定年に達する労働者の再就職の援助のための業務を行なわせるものとする。

4 公共職業安定所長は、再就職援助計画を提出した事業主に対して、当該計画の円滑な実施のため必要な助言その他の援助を行なうものとする。
(国の行なう再就職促進措置)

第二十条の四 国は、定年に達する労働者について職業指導、職業紹介、職業訓練その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮し、当該労働者の再就職を促進するよう努めるものとする。

第二十一条第一項中「労働省令で定めるところにより」を「雇入れに係るものにあつては労働省令で定めるところにより、雇入れに係るものにあつては当該雇用の変動の用に労働省令で定めるところにより」に改め、同条第二項中「政令で定めるところにより」を「雇入れに係るものにあつては政令で定めるところにより、雇入れに係るものにあつては当該雇用の変動の用に政令で定めるところにより」に改め、同条第三項中「職業安定機関は」を「国は、職業安定機関(以下この条において「公共職業安定機関」という。)に改め、行なうこと」の下に「公共職業安定機関が職業指導を行なうこと」を加える。

(雇用促進事業団法の一部改正)
第二条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項に次の一号を加える。
四 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主に対して、当該事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。

第十九条に次の一項を加える。
5 事業団は、第一項第四号の業務を行なう場合においては、同号に規定する移転就職者のための借金を、移転就職者以外の労働者で、住居の移転を必要とするものに限り、職業の安定を図るため、工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)第二条第一項に規定する移転促進地域から同条第二項に規定する誘導地域への工場の移転に伴い住居を移転するために借金の確保を図ることが必要であると公共職業安定所長が認めるものに、移転就職者の利用に支障がない限り、貸与することができる。

附則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において施行する。

第一条中雇用対策法第二十一条の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において施行する。

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中雇用対策法第二十一条の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において施行する。

に係る雇用量の変動に関する部分に限る。は、同条に規定する雇用量の変動であつて、当該雇用量の変動に係る雇用の全部がこの法律の施行(前項ただし書の規定による施行をいう。以下同じ)の日以後であるものについて適用し、当該雇用量の変動に係る雇用の全部又は一部が同日以前であるものについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる雇用量の変動についての届出に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別紙】

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について努力すること。

- 一 一定年の引上げをすみやかに実現するよう、必要なる財政上の施策を充実することその他関係者に対する積極的な指導援助を行なうこと。
- 一 一定年到達者の再就職援助計画の作成及び再就職援助担当者業務については、定年に達する労働者及び関係労働組合と協議し、その意向を尊重して行なわれるよう配慮すること。
- 一 一定年到達者に限らず、広く高年齢労働者の職業の安定のため、職業訓練の充実、職業紹介の体制の整備等の措置を講ずること。
- 一 失業保険制度の抜本的改善について早急に検討を行ない、その際福祉施設のあり方についても明確にするとともに、雇用対策に関する一般会計予算の充実に努めること。
- 一 心身障害者の雇用を促進するため、雇用手の実効性の確保、雇用促進のための援助策の充実等に努めること。
- 一 心身障害者を多数雇用する事業所に対して、官公需についての受注の機会が確保されるよう努めること。
- 一 移転就職者用宿舎については、入居期間の延長及び間取りの改善を図り、実情に即した運営に努めること。

衆議院會議録第四十六号中正誤

ページ	段行	誤	正
一〇四八	一三	代表する	代弁する
一〇四九	一七	民主主義	民主主義
一〇五〇	四	みずから	みずからの
一〇五〇	一〇	採択	採決
一〇五〇	三三	経口の	経口
一〇五〇	四九	おろのか	あるのか
一〇六一	一六	利金	金利
一〇六四	三六	破滅	破滅
一〇六六	一九	これは	これを
一〇六七	四末	漁介類	魚介類
一〇六八	一末	幅そう	幅そう
ページ	段行	誤	正
一〇六九	二〇	戦力の構想	戦力構想
一〇七〇	三九	③	②

衆議院會議録第四十七号中正誤